新ひだか町

第４次障がい者基本計画
第７期障がい福祉計画
第３期障がい児福祉計画

新ひだか町

令和６年３月

目　次

第１編　総　論

第１章　計画策定の概要 …… 3
１．計画策定の趣旨
２．計画の位置づけ
３．計画期間
４．計画策定の体制と経緯
５．計画管理等の体制としくみ

第２章　新ひだか町の現状 …… 7
１．人口及び障がいのある人の状況
２．ニーズ調査結果からの課題や今後の方向性
３．障がい者福祉ミーティング

第３章　計画の基本的な考え方 …… 24
１．障がい者施策のビジョン
２．基本目標
３．ビジョン実現に向けた基本施策

第２編　障がい者基本計画

第１章　啓発・広報 …… 29
第２章　生活支援 …… 30
第３章　生活環境 …… 32
第４章　教育・育成 …… 34
第５章　雇用・就業 …… 36
第６章　保健・医療 …… 37
第７章　情報・コミュニケーション …… 38
第８章　その他 …… 39

第３編　障がい福祉計画

第１章　基本的事項 …… 43
１．計画策定の背景
２．計画の基本理念
３．計画の期間

第２章　これまでの取り組み ･･･ 45
１．障がいのある方や保護者、支援者等のニーズを把握

第３章　令和８年度の成果目標 ･･･ 46
１．施設入所者の地域生活への移行
２．精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
３．地域生活支援拠点の整備
４．福祉施設から一般就労への移行

第４章　サービス等の見込量と確保の方策 ･････････････････････････････････ 51
１．指定障害福祉サービス
２．地域生活支援事業

第４編　障がい児福祉計画

第１章　基本的事項 ･･･ 65
１．計画策定の背景
２．計画の基本理念
３．計画の期間
４．これまでの取り組み

第２章　令和８年度の成果目標 ･･･ 67
１．障がい児支援の提供体制の整備等

第３章　サービス等の見込量と確保の方策 ･････････････････････････････････ 69
１．指定児童相談支援・指定障害児通所支援

第４章　計画の推進に向けて ･･･ 71

資 料 編

○　新ひだか町障がい者自立支援協議会設置要綱 ･････････････････････････ 75
○　新ひだか町障がい者自立支援協議会委員 ･････････････････････････････ 76

＊　本計画における「障害」と「障がい」の表記について

本計画では、法令や国及び地方公共団体の事業名、または団体名など固有の名称については、「障害」と表記し、それ以外を原則として「障がい」と表記しています。

第１編　総　論

第１章　計画策定の概要

１．計画策定の趣旨

平成 18 年に身体障がい・知的障がい・精神障がいのいわゆる三障がい共通の制度「障害者自立支援法」が施行され、障がい者が地域の中で自立した生活を支援するサービス体系へと障がい者施策の大きな転換期を迎えた後、平成 25 年 4 月に障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）が、障がいのある人が地域において、その心身の状況や意思に応じて自立した社会生活を営むことができるように、必要な障害福祉サービスに係る総合的な支援を行い、障がいのある人の福祉の増進を図ることを目的として施行されました。

障害者総合支援法については、これまで平成 28 年 6 月の改正で、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られ、平成 30 年 4 月に施行されています。

また、令和 4 年 12 月には、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、①障がい者等の地域生活の支援体制の充実、②障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進、③精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備についての改正が行われ、令和 6 年 4 月より施行されます。

この障害者総合支援法では、障害福祉サービス等の提供体制の確保等に関する基本的事項を「障がい福祉計画」として市町村において定めることとされており、同法の改正に基づき、新たなサービスにも対応した障がい福祉計画を策定することとなります。

本町では、平成 30 年 3 月に「第 3 次障がい者基本計画・第 5 期障がい福祉計画」及び「第 1 期障がい児福祉計画」を一体的に策定した後、中間年である令和 3 年 3 月には「第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者の実態やニーズの把握に努め、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進することに取り組んでいます。

令和 5 年度に、現行の基本計画を含む福祉計画が終了することに伴い、残された課題等を把握し、時代や地域の実情にあった目的、目標を設定し、障がい者施策を推進していくために、本町では「第 4 次障がい者基本計画」、「第 7 期障がい福祉計画」、「第 3 期障がい児福祉計画」を策定します。

２．計画の位置づけ

(1)「障がい者基本計画」・「障がい福祉計画」・「障がい児福祉計画」

「障がい者基本計画」は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく市町村計画で、障がい者のための施策に関する基本的な事項について定めるもので、本町における障がい者関連個別計画の最上位計画として位置づけられる計画であり、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を内包するものとして、両計画を一体的に策定します。

「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく市町村計画で、同法で定める障害福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めるものです。

また、「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づき市町村において、障がい児の支援の提供体制を計画的に確保するため定めるものです。

・障害者基本法第 11 条第 3 項

「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。」

・障害者総合支援法第 88 条第 1 項

「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。」

・児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項

「市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。」

【障がい者基本計画】

障がい者施策全般にかかわる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画です。
「障がいのある人のための施策に関する基本計画」という位置づけになります。

【障がい福祉計画】

障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策等を定めた計画です。

【障がい児福祉計画】

障がい児通所支援、障がい児相談支援の提供体制の確保、円滑な実施に関して定めた計画です。

「障がい福祉に関する事業計画」という位置づけになります。（両計画を一体的に策定。）

３． 計画期間

「障がい者基本計画」は、中長期的視点から障がい者施策の方向性を定める計画であることを踏まえ、その計画期間を令和 6～11 年度の 6 年間とします。

「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、3 年ごとに策定することとされておりますので、令和 6～8 年度までとします。

<table>
<tr><th></th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th></tr>
<tr><td>障がい者基本計画</td><td colspan="6">第３次計画</td><td colspan="6">第４次計画</td></tr>
<tr><td>障がい福祉計画</td><td colspan="3">第５期計画</td><td colspan="3">第６期計画</td><td colspan="3">第７期計画</td><td colspan="3">見直し</td></tr>
<tr><td>障がい児福祉計画</td><td colspan="3">第１期計画</td><td colspan="3">第２期計画</td><td colspan="3">第３期計画</td><td colspan="3">見直し</td></tr>
</table>

４． 計画策定の体制と経緯

本計画の策定にあたっては、町民や障がい者の皆さんのご意見を計画に反映させるため、ニーズ調査として、障がい者福祉ミーティングにおいて参加者からの意見を集約するとともに、障がい者支援施設等の利用者や支援者、保護者のほか、障がい者福祉団体等との意見交換会を実施し、その内容を踏まえ「新ひだか町障がい者自立支援協議会」にて協議してまいりました。

［ニーズ調査の実施概要］

障がい者福祉ミーティングからの意見の集約

【実施日】

◆令和 5 年 10 月 29 日　　町公民館

【参加者】

◆65 人

【参集範囲】

◆当事者・支援者・民生児童委員・自治会・行政機関・一般町民等

意見交換会による障がい福祉サービス等のニーズ把握

【実施期間】

◆令和 5 年 12 月 12 日～令和 6 年 1 月 23 日　　入所・通所施設、事業所等にて

【参加者】

◆147 人（18 回開催、対象 20 事業所等）

【参集範囲】

◆入所・通所施設、就労支援事業所等の利用者・支援者・保護者、障がい者関係福祉団体等

５．計画管理等の体制としくみ

(1)「新ひだか町障がい者自立支援協議会」による計画管理

「新ひだか町障がい者自立支援協議会」は、本計画の進捗状況の点検・評価を審議・検討する組織としての役割も担います。

協議会では、毎年の計画の進捗状況を評価するなど、新ひだか町における障がい者福祉施策の計画的推進並びに、地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて、協議等を行うものです。

［所掌事務］

- ◆障がい者福祉施策に係る計画策定に関する協議
- ◆障害福祉サービス提供体制に関する協議、調整
- ◆相談支援事業者の運営評価等
- ◆困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ◆地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ◆地域の社会資源の開発、改善
- ◆市町村相談支援機能強化事業等の活用に関する協議
- ◆その他地域の障がい者福祉施策を推進するために必要な事項

(2) 協働による計画推進

計画の推進のためには、行政や町民、各種団体それぞれが役割を担い、また連携していくことが不可欠となります。

障がい者や本計画について理解を広める努力を最大限に行うとともに、障がい者自立支援協議会を中心として、多様なネットワークを構築しながら施策を実施していくための連携を図っていきます。

第２章　新ひだか町の現状

１．人口及び障がいのある人の状況

(1) 人口・世帯数の推移

令和 5 年 3 月 31 日の本町の人口は「20,691 人」で、世帯数は「11,310 世帯」でした。

第 3 次計画期間中の 5 年（平成 30～令和 4 年度）においては、人口・世帯ともに減少傾向が続き、人口は年平均 405 人、世帯数は年平均 70 世帯の減少となっています。

なお、第 2 次計画期間の 6 年（平成 24～29 年度）においては、人口は年平均 407 人、世帯数は年平均 92 世帯の減少となっていたことから、人口の減少規模が横ばいなのに対し、世帯数の減少規模は縮小していることがわかります。

また、1 世帯あたりの平均世帯人員は、平成 29 年度末の 1.95 人に対して令和 4 年度末には 1.83 人へ減少しており、核家族化に加えて単身世帯の増加がより一層進んでいることがうかがえます。

■人口・世帯数の推移（各年度末現在）

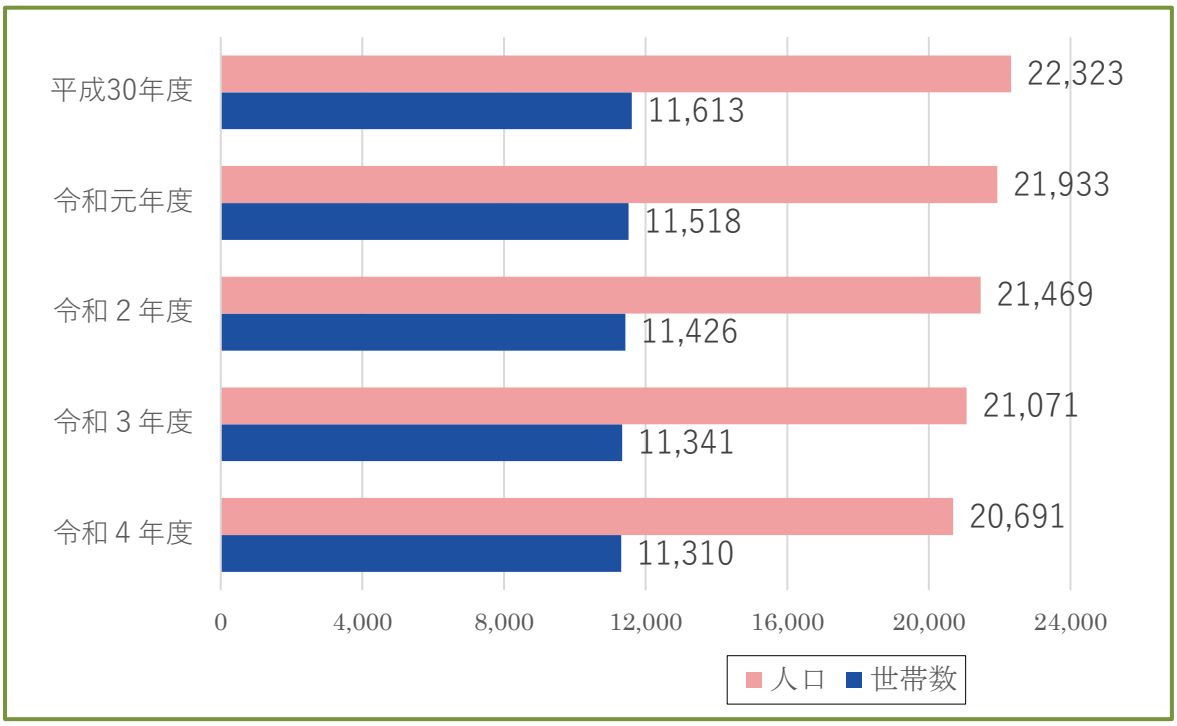

一方で、年代別の人口構成をみると、第 3 次計画作成時の人口構成（平成 29 年 11 月 30 日現在）では男女ともに「65～69 歳」が最も多くなっていました。

本計画作成時の人口構成（令和 6 年 1 月 31 日現在）では男性は「70～74 歳」が最も多く、女性は「70～74 歳」が 2 番目に多くなっていますので、第 3 次計画作成時の年代がそのまま繰り上がっていることがわかります。

なお、女性で最も多い世代は「85 歳以上」でしたが、この年代区分のみ「5 歳刻み」ではないため若い世代が順次加わっていくことから、高齢化が進んでいることがうかがえます。

■年代別人口構成（令和 6 年 1 月 31 日現在）

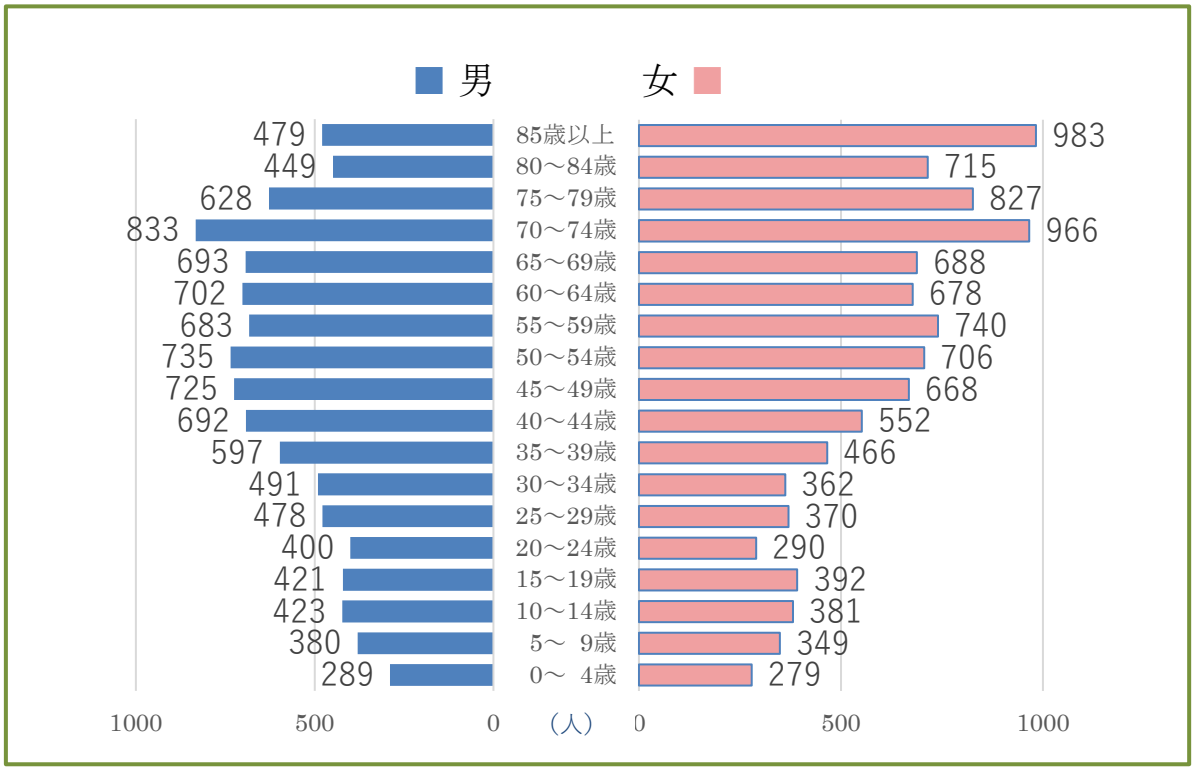

(2) 障がい者数の現状

本町の障がい者数は 1,956 人で、障がい種別の内訳は身体障がい者が 1,216 人、知的障がい者が 371 人、精神障がい者が 369 人となっています。（令和 6 年 1 月 31 日現在）

※ 身体障がい者＝身体障害者手帳の所持者数
※ 知的障がい者＝療育手帳の所持者数
※ 精神障がい者＝精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証のどちらか、または両方を所持している人数
（次項「(3) 障がい者数の推移」においても同様です。）

■年代別障がい者数の現状（令和 6 年 1 月 31 日現在）

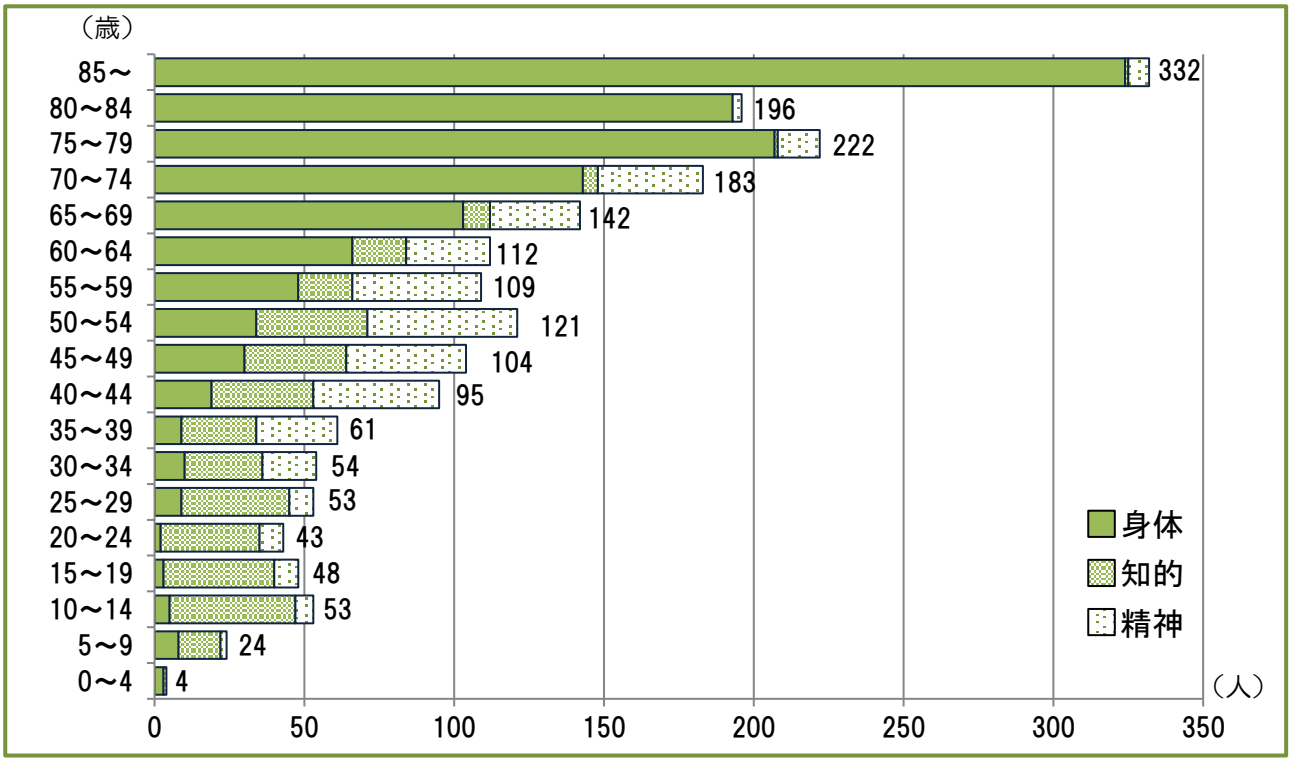

歳 / 区分	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85～	合計（人）
身体	3	8	5	3	2	9	10	9	19	30	34	48	66	103	143	207	193	324	1,216
知的	1	14	42	37	33	36	26	25	34	34	37	18	18	9	5	1	0	1	371
精神	0	2	6	8	8	8	18	27	42	40	50	43	28	30	35	14	3	7	369
合計	4	24	53	48	43	53	54	61	95	104	121	109	112	142	183	222	196	332	1,956

（令和 6 年 1 月 31 日現在）

障がいの区分ごとに年代別でみると、身体障がい者については、おおむね年代が進むにつれて多くなる傾向にあり、「85 歳以上」が最も多くなっています。特に「65～69 歳」以降は 100 人を超え、「85 歳以上」はその 3 倍以上の人数であることからも、高齢化が進んでいることがうかがえます。

知的障がい者については、42 人と最も多い「10～14 歳」から「50～54 歳」まで、若年層から中年層の比率が高くなっています。

また、精神障がい者については、50 人と最も多い「50～54 歳」を中心に「35～39 歳」から「70～74 歳」まで、幅広い年齢層となっています。

(3) 障がい者数の推移

第 3 次計画期間中の 5 年（平成 30～令和 4 年度）における障がいの区分ごとの障がい者数をみていくと、身体障がい者数は、1,350 人から 1,242 人へ 108 人の減少となり、令和 4 年度末現在で人口に占める割合は 6.0%でした。

知的障がい者数は、339 人から 362 人へ 23 人の増加となり、令和 4 年度末現在で人口に占める割合は 1.7%で、精神障がい者数は、419 人から 368 人へ 51 人の減少となり、令和 4 年度末現在で人口に占める割合は 1.8%でした。

第 2 次計画期間中の 5 年（平成 24～28 年度）においては全ての障がい区分で人数が増加し、平成 28 年度末現在で人口に占める割合も 8.7%まで上昇していましたが、第 3 次計画期間においては知的障がい者数は引き続き「増加」傾向を示したものの、身体障がい者数及び精神障がい者数は「減少」傾向に転じています。

このことから知的障がい者については、障がい者（児）相談支援の環境整備をはじめとする乳幼児期を含めた早期の支援の充実が手帳の取得を後押ししたのではないかと推測されます。

一方で、身体障がい者については、高齢化を背景とした人口の「自然減」や「社会減」が大きな要因ではないかと考えられ、精神障がい者については、おおむね 30 代以降に手帳または医療受給者証を所持しているケースが多いものの、年数が経過してその年代に入ってくるだろう若年世代が減っていること、つまり少子化が影響しているのではないかと考えられます。

■障がい者数の推移（各年度末現在）

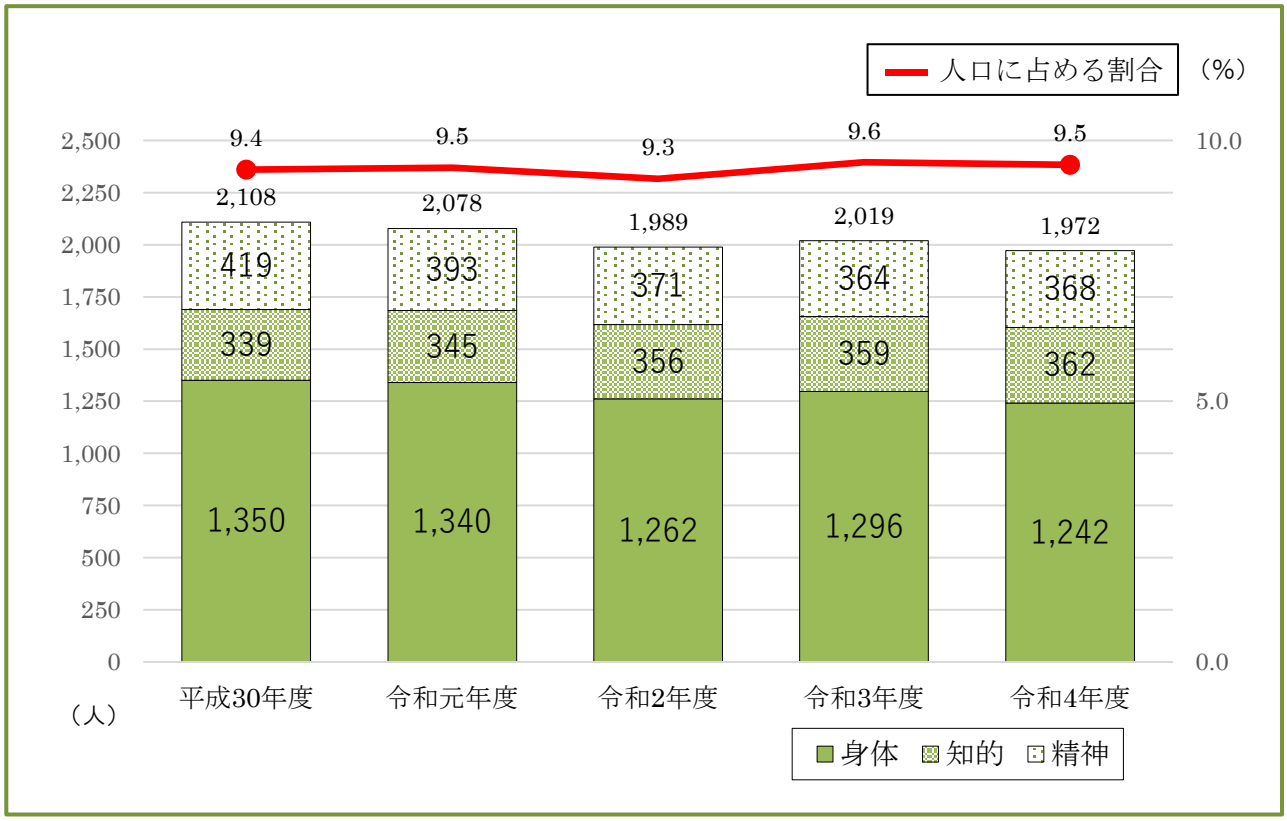

※グラフ上部の数字は、各障がい者数を足した合計数となっており、障がいの重複を考慮していません。

(4) 難病患者の状況

平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法により、難病指定を受けている方が障害福祉サービスの提供を受けることが出来るようになりました。また、平成 27 年 4 月より「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行となり、対象となる難病の範囲が検討され、順次、対象疾病が見直されています。令和 6 年 4 月からは対象がこれまでの 366 疾病から 369 疾病へと拡大されます。

２．ニーズ調査結果からの課題や今後の方向性

(1) ニーズ調査結果概要

今回の福祉計画策定に伴い、障がい者福祉ミーティングにおいてグループワークを行ったほか、当事者や支援者、保護者、団体との意見交換会を実施しました。

障がい者の実態と意向について、整理すると次のとおりです。

≪生活環境について≫

◆「持ち家」や「実家暮らし」の方が多くいますが、ひとり暮らしをしたいと希望される声が多数ありました。すでに「アパート等民間の借家」や「公営住宅」に住んでいる方もいますが、支援がなければ生活が難しい方は「グループホーム」の入居を希望しています。また、少数意見として、施設入所をしている方でも「グループホーム」での生活をしたいとの声がありました。しかし入居希望者からは、「グループホームに空きが無い」という声が多数聞かれ、利用したくても施設が足りていないことが分かりました。

◆グループホームでは、利用者が仲良く食事をすることや、それぞれの余暇を楽しまれているほか「ご飯が美味しいので嬉しい。世話人さんが薬の管理や通院の予定を声掛けしてくれてありがたい」との話があり、満足している方が多くいます。

◆その他の意見として、「町内の空き家を活用してグループホームにしてほしい」「人工透析通院のため体調面から階段が厳しい。公営住宅の 1 階に住みたい」「ペットと暮らせる住居がほしい」等の意見もありました。

◆親の高齢化や親なき後のためグループホームや入所施設の充実を求める意見がありました。

◆車椅子の利用者から「雪や雨の外出は困る。その都度福祉ハイヤーを使うと高額になる」「運転はできるが、雪かきを家族に頼むのが申し訳ない」「歩道等の損傷・傾斜・段差により、車椅子での移動がしづらい」「冬期間は歩道が凍結し転倒の危険性があるので、除雪をお願いしたい」という意見があり、冬期間のみならず、悪天候や路面状態などが移動の難しさに直結していることが分かりました。

◆生活圏での移動手段について需要が高まっています。「年齢的に運転が厳しくなっている」「バス停に行くことが大変」「循環バスが近くに停まらないためタクシーを使う」「大型ではなくワゴン車両でいいので自宅前に送迎してほしい」「買い物以外で家から出ることがない」「福祉バスでも何度も利用するとお金がかかる」「乗り合いで負担がかからないものが

必要」など、特に高齢の方から、体力や家計への負担感を背景に意見が多く出されています。また、車椅子の利用者からは「温泉券をもらっても使わない。リフト付きバスの予約や家族の介護が必要になる。温泉に入るまでの負担が大きい」といった声がありました。

◆公共交通機関について、ＪＲ列車がバスに転換され、既存の札幌行きのほか、苫小牧行きの直行便が運行されています。一方で、コロナ禍や運転手不足の影響により一部ダイヤが減少しています。「バスの便数が減って不便なので増やしてほしい」「仕事が終わって帰るまでの待ち時間が増えた」「路線バスと事業所の送迎時間のタイミングが合わない」といった便数に関する意見が多いほか、「停留所を増やしてほしい・減らさないでほしい」といった意見もありました。

◆「聴覚障がい者は災害時の情報を入手しづらい。危険を知らせる工夫が必要」「手話ができない人が多く近所づきあいが難しい」といった防災に関する意見がありました。

◆養護学校の卒業を控えた世帯が、就労事業所への送迎手段や近隣のグループホームを確保できないために、世帯ごと転出しているといった意見がありました。

◆施設については、「障がい者の芸術作品を展示できる場所がほしい」「浅いプールや車椅子で運動できる場所などがあると良い」「外出した時に滞在できる選択肢が少ない」「三石地区にも療育の場所がほしい」といった暮らしの充実や療育の距離的課題の解消を希望する声がありました。

≪健康・医療について≫

◆「日高医療圏で見ると診療科目が一定程度充実しているが、町内だけで見ると十分ではない」「心身ともに診てくれるドクターが町に居てほしい」「総合病院と訪問医療があってほしい」「町内のドクターが高齢化し診療時間が縮小している。病院が無くならないか心配」といった、医療体制の充実を求める意見がありました。

◆病気の進行や体力低下の訪れが、障がいがあることで実年齢以上に早く感じられており、「高齢化により受診回数が増えている」と将来の不安を抱えています。そのため体操や外への散歩、ウォーキング、リハビリ等の運動を心がけている方が多く「リハビリや訓練、ストレッチができる専門的な所が近くに欲しい」「車椅子だと屋外で運動できる場所がない」といった意見がありました。

≪生活支援について≫

◆新型コロナウイルスが５類感染症に移行しましたが、感染症対策のため外出を制限せざるを得ないという場面が生じています。余暇活動について「コロナでグループホームの旅行が中止になった」「一人で出かけたいが、コロナやインフルエンザが発生して入所施設が感染症対策をしているから、長期間出かけられていない」という声がありました。

◆移動には家族や友達、支援者の手助けが重要であり、とりわけ事業所への往復については、「バスを使っている」「家族が送ってくれる」ほか、「事業所が送迎をしてくれる」ケースもあります。利用者の家族からは「送迎の負担が大きい」という声を聞いておりますが、事業所は「送迎が増えてくると対応が難しくなってくる」「送迎をしたいが支援者が足りない」といった悩みをかかえています。

◆障がいの状態によっては、町外への通院が必要ですが「冬場は車の運転が厳しい」「車椅子の乗り降りが補助できなくなった」という声がありました。介護している家族が高齢となり、今までと同じように送迎ができない状況にあることが分かりました。

◆事業所での支援体制について「施設が老朽化しているが改修予算がない」といったハード面の課題のほか「人材不足で困っている」「支援スキルが不十分に感じている」といった人材面での課題が特に多く出されました。また、利用者が暮らしやすい環境づくりのため「事業所間で課題を共有し、協力や補い合うことが必要」といった意見もありました。

◆「家族・親戚」「知人・友人」といった身近な人が相談相手となりますが、「相談支援事業所」「役場」「支援者」への相談も多くなっています。その理由として、一人暮らしや家族がいなくなったり、親戚や知人との付き合いがなくなったりと身近な相談相手が少なくなってきていることが考えられます。また、広報等の周知により相談の場が認知されてきたことも理由の一つと思われます。

◆支援者からは「入所施設の利用者が高齢化しており通院同伴が多いので、病院との連携や、その後の居場所が課題と思っている。また、待機されている方を含めて入所の相談件数が増えており、資源が不足していると感じている」「相談支援事業所が１箇所しかない。相談支援にも選択肢を増やし、色々な考えを持った人たちと考えていけるようにしてほしい」と、資源不足について意見がありました。

≪仕事について≫

◆主な収入源は、「年金」や「給与・賃金」ですが、「度重なる物価高騰により生活費が圧迫され、生活に不安を抱えている」という声や、「バスやタクシーなど交通費の負担を減らしてほしい」という意見がありました。一方、事業所からは「材料の供給量や現状の販路では売り上げに限界があるため、賃金を上げたくても難しい状況にある」といった悩みが出されていました。

◆三石地区にあった就労支援事業所が閉鎖しており、三石地区からバスで通っている利用者からは「三石にも就労事業所がほしい」と意見がありました。

◆利用者からは「人によって合わないこともあるが、人間関係が大切だと思う」と、利用者同士の距離感に悩む一方、「上司に褒められたら嬉しい」「毎日充実している」「働くのが楽しいので事業所の職員になりたい」「事業所は作業をする場所以上に、自分の生活リズムを整えられ仲間と会える場所」という意見も多数あり、就労は単なる収入を得る目的ばかりではなく、「日中の居場所」や「コミュニケーションの場」としての側面も担っており、重要と考えている方もいます。

◆「聴覚障がいがあり、職場では手話でコミュニケーションが取れず、筆談や身振り手振りだったので大変であった」と職場で起こった悩みが出されました。

◆支援をする側として、「支援者の支援スキルが十分でない。指示の仕方ひとつ取っても、分かりにくいことが多々あり、人材育成が課題になっている。支援のヒントを得られる場として事業所間の交流があると良いと思う」という話もあり、支援方法や体制（人材）についての意見がありました。

◆「言われた仕事を頑張っているし、気になる部分は自分でも工夫している」と、今の仕事を頑張っている声や「在宅ワークが出来るならやってみたいのでパソコンの基本を習いたい」「運転免許を取りたくて漢字の勉強をしている」といった働きながらステップアップを目指して頑張っている声も聞かれました。

◆一般就労を希望する利用者から「自分に合う仕事があるか心配で怖い」と不安の声が出されていました。

◆就労支援事業所について「A型就労の選択肢が無い。B型就労の仕事も少ないという資源の問題がある。また、町全体で障がい者への理解が無いと、作業に効率を求められるようになってしまう」「自立への道として、成果や目標の達成状況に応じて、B型→A型→一般就労とステップアップできるような仕組みができると良い」「障がい者福祉の仕事は、稼ぎすぎは良くないというイメージを持たれやすいが、たくさん稼がないと働く人を守れない」といった、資源不足や運営に関する意見がありました。

≪地域生活・余暇について≫

◆余暇活動として、自宅では色々考えながら家事や趣味で時間を過ごす方がいる一方、外出では買い物のほか、特定の商業施設で過ごされる方が多く、選択肢が限られているため趣味や娯楽を行える施設や場所を求める声が多くありました。「楽しい生活をさせてあげたい。手助けが必要だと思う」と心配する声もありました。

◆「こども食堂にグループホーム利用者が来てくれて嬉しい。いろんな人が来てくれる場が必要だと思う」「友達とゆっくり話せるカフェがあったらいい」など、人と関われる場所であったり、安心して過ごせる場所が必要とする意見がありました。

◆「町のお祭りに行くのを楽しみにしている」といったイベントへの参加に期待する声がありましたが、「子どもの行事は多いが、大人のための行事が無い」「体育館での行事等参加できるものがあると楽しい」と、大人が参加できる体験型のイベントを希望する声もありました。

≪啓発・広報について≫

◆「お店などを利用するとき理解や配慮がある方がいる一方で、嫌な顔をされたり、別の所に行ってほしいと言われることがある。障がいを持った方が、この町にいるということを知ってもらうことが課題と思っている」「障がい者優先の駐車場を健常者に利用され、困っている」という意見がありました。障がいのある人に対する社会障壁の除去や権利擁護の体制整備について充実が求められています。

◆「事業所で作った製品を理解ある所に販売し、更なる理解促進を行った」という声や「もっと障がい者と町民・子供が交流できる場があれば理解が広がると思う」という意見がありました。

◆「以前、社会福祉協議会が開催していたふくしトピアを復活してほしい」「ふくしトピアは一般町民が主となって障がいを知ってもらう、ノーマライゼーションの役割を担っていた」といった意見がありました。

◆手話講習会については、もっと人が集まってほしいという声がありました。

≪教育・育成について≫

◆児童養育相談センターについて「家では出来ないこともあるので、センターを利用して助かっている」「本人に寄り添ってくれる先生に出会えたので、センターがあって良かった」との意見があったほか、「療育の回数を増やしてほしい」「児童発達支援の事業所が１箇所しかないので、近隣町の事業所も利用している」「三石地区からセンターに通うのは大変である。出来れば三石地区に療育の場所があれば良い」といった、提供量や事業所が不足しているという意見もありました。

◆支援者側からは「人手不足で困っている。労働力が都市に集中し、求人を出しても人が来ない」という意見があり、人材確保に悩んでいることが分かりました。

◆「来年小学校に入学する。学校に関しては分からない事が多く不安」「ペテカリの園分校の中学部に入ったが、学校から進路を聞かれた。この町にどのような働く場所があるのか分からずイメージもつかなかったので焦りを覚えた」「何をするにも情報が無く不安」といった悩みが聞かれ、普段の生活の中では情報が見えづらいことが分かりました。

◆児童館について「分校に通っている子の受け入れ体制が整っていないため、使うことができない」といった意見がありました。

◆学校への登校について「学校が苦しいと感じたときの逃げ場があると良いが、学校適応指導教室については、平日の日中は仕事中で送迎やお昼ごはんの用意ができないため利用できない」といった意見がありました。

◆家庭での育成について「夫も障がいについて話を聞ける場面があると認識が変わると思う。日曜日は子供の相手で疲れ切っているが子供への向き合い方など変わってくれればいい」といった意見がありました。

≪その他≫

◆母親と暮らしているが、親なき後が心配。将来はグループホームに入居したい。

◆子の将来の受け入れ先を考えないといけない。親の介護もあるし自分も年齢を重ねてくるので先が見えない。

◆どの障がいが、どの制度を使えるのかが分かりにくいので、一覧などで分かりやすくしてほしい。

◆障がい者や高齢者のためにスローレジが普及してほしい。(※スローレジ：ゆっくりと焦らず会計ができるお店のレジ)

◆日中活動で使う画材が不足しており、学校などで余っていればいただきたい。また、障がい者が制作した絵や芸術を展示できる場所があると良い。

◆障がい者が中心となってレクや交流ができるイベントを行ってほしい。

◆三石地区は資源も少なく、三石を置いていかないで欲しい。

◆コロナ前に行っていたボランティア活動を再構築していきたい。

◆福祉ハイヤー利用券など、交通費の負担軽減の対象者要件を緩和してほしい。

◆地震は他人事ではないので、冷静に協力し合えたらと思う。

◆仕事がうまくいかなかったときの、次の行き場所が無い。

◆団体の新規会員が増えないため、高齢化で会の活動が難しくなっている。

≪参考：福祉サービスの利用状況について≫

◆前回調査時に利用件数が多かったサービスと現在利用されている上位サービスの状況

前回の利用状況（上位5）		現在の利用状況（上位5）	
就労継続支援Ｂ型	（20.9%）	特定障害者特別給付費（家賃補助）	（19.5%）
特定障害者特別給付費（家賃補助）	（19.0%）	就労継続支援Ｂ型	（18.7%）
生活介護	（12.1%）	生活介護	（12.4%）
共同生活援助	（11.0%）	共同生活援助	（11.5%）
施設入所支援	（ 9.4%）	施設入所支援	（ 8.0%）

※令和５年３月 31 年現在の実績

(2) 障がい者を取り巻く課題と方向性

ニーズ調査の結果から、障がい者を取り巻く課題は次のとおりとなり、これらの課題を踏まえて、今後の施策を推進する必要があります。

【生活環境について】

◆障がい者の多くは在宅で生活をしていますが、知的障がい者については障害者施設で生活されている方も多数います。以前からグループホームへのニーズとしては、「親からの自立」「支援のある住居」「重度障がいへの対応」という声がありましたが、加えて近年では、養護学校に通う生徒の保護者から「就労事業所に通えるグループホーム」や「親なき後を見据えたグループホーム」を求める声も聞かれます。
グループホームの一部閉鎖に伴い施設数が減少する一方で、コロナ禍以降の物価高により新築が困難な状況が生まれており、より一層、量的なニーズが高まっていることから、体制整備について検討が必要です。

◆ニーズのある公営住宅や民間アパートへの入居についても検討が必要であり、障がい者の地域生活も含め支援していくことも重要です。

◆支えてきた家族の高齢化により、本人の自立した生活や施設への入所を希望する声もあり、特に在宅での暮らしを支援するために、在宅でのサービスの確保・充実はもとより、休業した相談支援事業所があることから、利用者が選択可能な相談支援の充実等によりサービスの質の向上を図っていく必要があります。また、障がい特性に応じたサービスの提供を行い、情報提供、相談支援、苦情処理を充実させるために、役場と相談支援事業所等が連携していくことが重要です。

◆外出時に不便なこととしては、「道路や施設環境について障がい者に配慮が足りない」、「交通機関の便が悪い」等が挙げられています。特に、高齢化や物価高騰などの影響によって、郊外のルート拡充や、金銭的負担の軽減を求める声が多く出ていますが、反面、地域公共交通は人材不足という容易に解消できない課題を抱えていることから、福祉サービスの移動支援や行動援護等について充実と一定の需要を見込んでおく必要があります。

【保健・医療について】

◆ニーズ調査の結果「リハビリや訓練、ストレッチができる専門的な所が欲しい」「車椅子だと屋外で運動できる場所が無い」という意見があったことから、身体機能の衰えや体調について不安を抱えていることがうかがえます。
障がいの重度化や重複化を防ぐことができるよう、疾病等の予防や早期相談・早期支援に努めるとともに、医療機関との連携を図り、リハビリテーションの体制を強化することが必要です。また、家族の負担軽減として、医療的処置が必要な人のショートステイについても医療機関と検討していく必要があり、保健・医療・福祉施策の更なる充実が求められています。

◆こころの病気やストレス、悩みを抱えている方の人数は、近年高い水準を維持したままとなっています。誰もが相談できる体制づくりを進めるとともに精神障がいのある人が地域で自立した生活を送り、社会に参加しやすい環境づくりに努めることが必要です。

【生活支援について】

◆外出をしたいが一人では行けないとの理由から、家族や友人、支援者の支援を必要としていますが、親の高齢化による一人暮らしの増加も考えられることから、「行動援護」や「移動支援」等のサービスの充実を図るとともに地域で支える包括的な支援を促進していく必要があります。

◆日中の活動における事業所への通所は、事業所送迎体制の維持に課題があります。利用者が日中の活動が十分に行えるよう、事業所間の連携や公共交通機関も含め送迎体制を検討していく必要があります。

◆事業所では、人材や支援スキルの不足という課題を抱えています。利用者を支援する体制を確保するため、町で実施している人材バンクの活用も含め、人材確保について検討していく必要があります。

◆障がい者（児）のサービス等の相談のほか、引きこもり、虐待の相談も増えてきていることから、「基幹相談支援センター」の強化、研修への参加による専門知識の向上、相談支援事業所や関係機関との連携を密に相談支援の充実を図る必要があります。

◆精神障がい者の相談者として、同じ立場の当事者が同じ問題を抱える者を仲間の立場で支援し合える「ピアサポート(※1)」について、関係団体と連携し「ピアサポーターの育成や活躍の場」、「精神障害者の地域移行・地域定着支援事業の取り組み」について検討していく必要があります。

※1 ピアサポート：(peer support)「同じような立場の人によるサポート」という意味。障がい福祉計画の中では、精神障がいの当事者が、同じ問題を抱える者を仲間の立場で支援し合うことで、支援する障がい者を「ピアサポーター」と呼んでいます。具体的な活動は、生活支援（通院、買い物等、外出時の付き添い等）をしたり、障がい者や家族が集まっている場で自らの体験を語ったりします。

【福祉サービスについて】

◆福祉サービスについては、日中一時支援、移動支援、グループホーム、ショートステイのほか、生活介護へのニーズも高まっています。今後とも利用実績を踏まえた定量的な将来需要予測が必要です。また、重度障がいに対応したサービスの提供量が縮小する事例もあることや、高齢化と共に重度化する状況も踏まえ、充実したサービスが展開できるよう検討する必要があります。

◆福祉サービスに関する情報は役場の窓口や病院等が主な情報源として挙げられますが、新しい制度や利用できるサービス等に関する情報が普段の生活で得られていない実態もあることから、ホームページや地域に密着した様々な媒体を活用し、障がい特性に配慮した情報提供の充実と工夫を図る必要があります。

【仕事について】

◆多くの就労先は、就労継続支援事業所となっていますが、一人暮らしやグループホーム等で自立している方の中には、収入が少ないと思っている方がいます。また、一般就労へステップアップできる受け皿として、ハローワークや企業との連携を密に雇用対策を強化する必要があります。

◆就労継続支援事業所が減少しており、就労移行支援や就労継続支援の充実を図る必要があります。

◆就労先を「日中の居場所」や「コミュニケーションの場」として重要と考えている方もおり、「社会参画」の面でもより一層の就労の機会を拡大していく必要があります。

【地域生活・余暇について】

◆障がい者の余暇活動の場が限られていることから、安心して過ごせる場や、障がいの有無に関わらず人と交流できる場の充実が求められています。地域資源を活用した余暇活動の場を検討するほか、イベントの情報発信や参加しやすい環境づくりに努める必要があります。また、新たに余暇活動の場を設けるだけではなく、地域活動（自治会・ボランティア）への参加、他の障がい者の余暇活動を知る機会を作り自分の余暇スタイルを見出すことも必要と考えます。

◆障がい者の多くは、地域活動に参加しておらず、隣近所との付き合いも、挨拶程度となっており、地域や社会参加への理解が深まってきているとは言えません。
ノーマライゼーション（※2）や地域福祉の観点から住民の福祉意識の向上を図っていくとともに障がい者自身にも積極性をもたせる必要があります。

※2 ノーマライゼーション：(normalization)「障がいの有無にかかわらず、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を送れるような条件を整えるべきである」という社会福祉の理念。

【啓発・広報について】

◆「お店の人から嫌な言動があった」「障がいの理解が浸透していない」との意見から、全体的に障がいに対する理解が低いと感じている方が多くいます。障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するためにも、住民や事業者に対して、障がいのある人とその障がいの特性についての正しい理解の促進に努め、障がいのある人に対する「差別・偏見」を取り除くことが必要です。

◆障がいのある人が手続等で困ることがないよう、合理的配慮及び環境整備に努めます。

◆新しい制度や考え方等についての正しい知識の周知を推進するほか、「ヘルプマーク・ヘルプカード（※3）」の普及にも取り組み、町民皆の理解が深まり、支援の輪が広がるよう努める必要があります。

◆「基幹相談支援センター」「相談支援事業所」「障がい者虐待防止センター（※4）等の相談事業に加えて、保健所とも連携を取り「引きこもり」に対する相談窓口の周知を行い、安心・安全な生活を過ごせるよう努めます。

◆障がいのある方が必要な福祉サービス等を受け生活できるよう、本町の障害福祉サービスやサービス提供の事業を分かりやすくまとめた「障がい者相談支援ガイドブック」の活用を進めます。

※3 ヘルプマーク・ヘルプカード：外見からは障がいがあると分からなくても援助や配慮を必要とされる方が、周囲の方の援助を得られやすい有効なツール。平成 29 年 11 月より「ヘルプマーク及びヘルプカードの普及啓発事業」を実施。

※4 障がい者虐待防止センター：平成 24 年 10 月 1 日施行された「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」に基づき、障がい者に対する虐待の予防と早期発見のための取り組みや障がいのある方を養護する人に対する支援措置を講じるため役場健康推進課内に設置されています。

【教育・育成について】

◆子どもの主体性や自主性を尊重した教育環境を整えるため、関係機関との連携を図りながら一人ひとりのニーズに応じた教育を行えるよう、支援体制の強化を図る必要があります。

◆発達の遅れ等が気になる子の増加に伴う診断前の早期支援のため、妊娠期から乳幼児期における母子保健事業を中心とした障がい児の早期発見、早期療育の充実に努めてきましたが、児童発達支援の利用者増加に伴い、療育の提供量が課題となってきました。そのため、新築を行う児童養育相談センターについては本室及び分室を統廃合のうえ運営を効率化し、療育機会の確保を図ります。

◆三石地区には療育施設が無いため、保護者及び児童は静内地区又は近隣町の事業所に通所しており、経済的・身体的・精神的な負担を余儀なくされていることが課題となっていました。町は令和 4 年度から三石地区障がい児等支援事業を実施し、児童が身近な地域で療育指導を受けられる環境づくりに努めていますが、課題解決に向けた更なる検討を行う必要があります。

◆子ども達が成長していく過程で適正な支援が受けられるよう「子育てファイル・さくら」を活用してきましたが、改めて自立支援協議会で検討し、その必要性について見直しを行う時期となっています。現在は、ＩＣＴ機器の普及に伴い母子健康手帳を補完するアプリ「桜まっこ新ひだか（※5）」の利用を促進しています。

※5 桜まっこ新ひだか：町が提供する母子手帳アプリ。妊産婦と子どもの健康データの記録や体重・発育グラフの表示、予防接種のスケジュール管理、地域の育児情報の入手など、妊娠・出産・子育てをサポートする機能などが盛り込まれている。

◆障がいへの理解を子どもの頃から得ることで、互いに人格と個性を尊重し、「差別・偏見」をなくし、思いやりのある社会を育み、さらには障がい者福祉に対する意識を早い段階から持ってもらうことにより、本町にて人材を確保ができるよう、教育委員会・学校とも連携し、将来を見据えた取り組みを行っていく必要があります。

【虐待防止対策】

◆令和４年度に改正された障害者虐待防止法は、障がい者への虐待防止等のさらなる推進を、事業者に対して求めています。新ひだか町が設置する「障がい者虐待防止センター（※4）」では、障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、関係機関等の協力体制や支援体制の強化を図り、障がい者が安心できる生活を守ります。

【成年後見制度の利用促進】

◆「成年後見制度（※6）」の利用の促進に関する法律の施行に伴い、障がいにより判断能力が不十分な方を保護し、支援できるよう制度の周知や説明を関係機関とも連携し促進していく必要があります。

※6 成年後見制度：認知症・知的障がい・精神障がい等の理由から判断能力が不十分な方々を保護し、支援する制度。財産管理、協議・契約をする時に成年後見人等が保護支援をします。

３．障がい者福祉ミーティング

新ひだか町障がい者福祉ミーティングでは、障がいのある方々と福祉関係者など多くの町民が交流しながら、日頃より考えている新ひだか町に必要と考える社会資源とシステム及び地域で暮らす障がい者の頑張りや悩みを話し合い、その意見を集約しました。

新ひだか町障がい者福祉ミーティングの紹介

■テ ー マ：みんなで話そう その思いを形に！
■開 催 日：令和５年１０月２９日（日）
■開催場所：新ひだか町公民館 大会議室
■参加者数：６５人

障がい者福祉ミーティングは、新ひだか町障がい者自立支援協議会の事業として、平成 21 年度から開催しています。事業内容は、午前の部・午後の部の一日開催を行っており、これまで、講演会や事例発表会、シンポジウム、障がい者の芸術文化をテーマとした講演や作品展示など様々な内容を企画し実施してきています。特に重要としているのは、障がいのある方々と町民の方が一緒に様々な意見や思いを語り合う場「グループワーク」であり、この中で話し合われた意見等が、これからの本町で必要と考える社会資源とシステムを作り上げて行く上で重要なものとなっています。

▲グループワークで語り合う参加者

令和２年度と令和３年度は、コロナ禍の影響で開催ができませんでしたが、令和４年度に感染対策を行いながら小規模に事業を開催することができました。

令和５年度については、障がい者基本計画等の策定年であったことから、コロナ禍で足が遠のいた方々を呼び戻すためにはどうしたらよいか、自立支援協議会の中で意見を交わしながら企画を立て準備を進めました。

当日は、コロナ禍前のように多くの方が参加し、午前の部のレクリエーションでは、参加者がチームに分かれ、フロアカーリングや全身を使ったじゃんけんゲームなどで大いに盛り上がり、参加者全員が楽しく交流を行いました。

▲レクリエーションで楽しく交流する参加者

昼食では、この企画に賛同いただいた地元の手打ち蕎麦研究会の皆さんの温かい手打ちそばや障がい福祉事業所で販売するパンなどを皆で席を囲んでいただき、午後のグループワークを良い雰囲気で行うことができました。グループワークでは、普段あまり話すことができない当事者の方も話を聞いてもらう機会となり、とても有意義な時間を過ごせたようで、他の参加者も障がいに対して理解を深めることができました。

終了後、参加者からは、『盛り上がって良かった』、『自分の話を聞いてもらえて良かった』、『また参加したい』といった声があり、事業内容はとても好評でした。

◆障がい者福祉ミーティング（グループワーク）での主な意見やそこから見えてくる課題は、「２．ニーズ調査結果からの課題や今後の方向性」（P11～21）でまとめています。

誰もが楽しめるレクリエーションで、参加者全員がチームで交流を深めました。

第３章　計画の基本的な考え方

１．障がい者施策のビジョン

(1) 基本理念

新ひだか町では、「第１次新ひだか町障がい者基本計画」で定められた基本理念「自立し、いきいきと暮らせる地域づくり」、「地域が一体となって支え合う地域づくり」が普遍なものであるとして、「第３次新ひだか町障がい者基本計画」においても引き継がれています。

第４次の本計画もこれまでの基本理念と基本理念の考え方「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」を継承するものとします。

基本理念　１

障がい者が自らの意思により、選択・決定し、行動するという本来のあり方に基づき、その行動に責任を持ちながら、地域社会の一員としてあらゆる社会活動に参加し、いきいきと暮らせる地域づくりを目指します。

基本理念　２

障がい者がライフステージに応じて、自立した生活を安心しておくることができるよう、乳幼児期からの早期療育や発達支援にはじまり、生活支援や就労支援等、行政、事業者（企業）及びボランティア等の地域住民が一体となって、障がい者を支え合う地域づくりを目指します。

(2) 将来ビジョン

これら基本理念を踏まえ、将来ビジョンを以下のとおり掲げます。

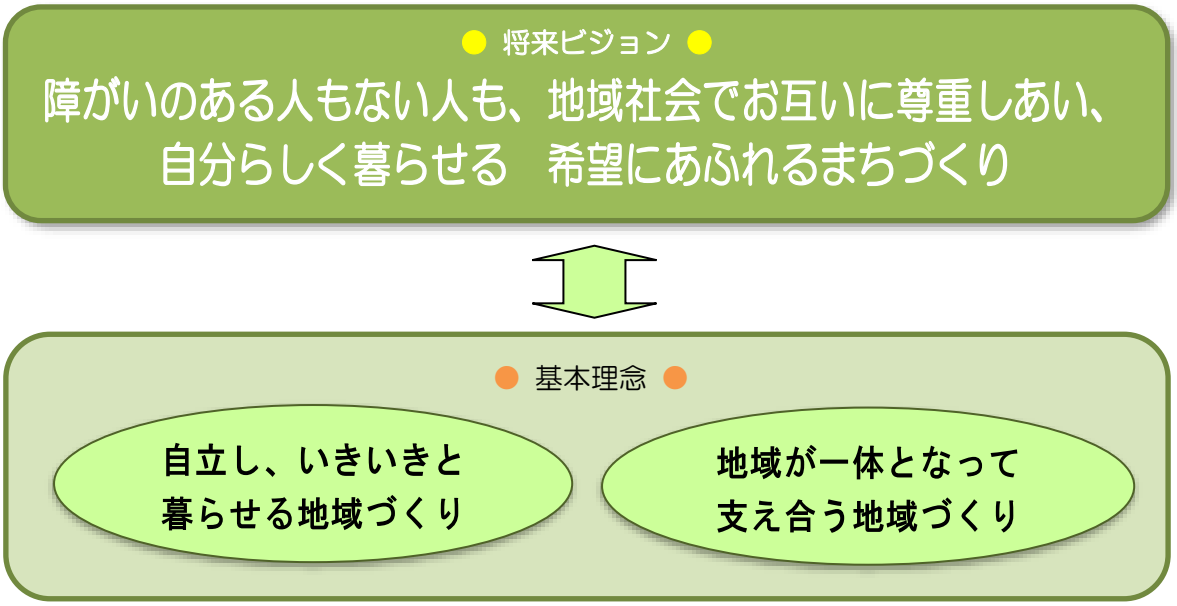

２．基本目標

将来ビジョンの実現に向け、次のような基本目標を掲げ、障がい者施策の展開を図っていきます。

基本目標① **理解と支え合いにより、誰もが気軽に社会参加できるまちづくり**
障がい者が地域で社会の一員として普通の生活を送るためには、家族の理解はもちろん、一般町民の理解と協力が大切です。さまざまな機会を通じて障がいを知る機会を設けることにより、障がい及び障がい者に対する理解と認識を深め、障がい者が気軽に社会参加できるまちづくりの推進をします。

基本目標② **自分らしく、安心して暮らしていくための相談支援体制と福祉サービスの充実**
障がいのある人が自分らしい生活を安心して送るためには、地域社会全体で支えていくことが大切です。そのためには、障がいのある人が地域生活を送るにあたってのさまざまな課題を、ともに考え自ら取り組んでいけるような相談支援体制の整備、日中活動の場や生活の場の確保等、さまざまな福祉サービスの充実を図ります。

基本目標③ **自分のための、ライフステージに応じた環境づくり**
一人ひとりが社会の一員として、生きがいをもって生活できるように、状況に応じた適切な支援体制づくりが大切です。そのためには、障がいのある人のライフステージに応じて、もてる力を十分に発揮できるように、乳幼児から成人期までを見据えた教育の推進や、就労等に対する支援体制の充実に努めます。

基本目標④ **すべての人にやさしいまちづくり**
障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活していくために、安全性や利便性、快適性が確保された環境が大切です。すべての人が安心して安全に暮らせるまちづくりを目指し、公共施設や住環境等のバリアフリー化等、誰もが利用しやすい各種施設・設備の整備に努めます。 また、災害時や緊急時においても必要な支援を受けることができるよう、総合的なユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。

３．ビジョン実現に向けた基本施策

本計画のビジョンを実現するために、次のような施策・サービスの展開を図っていきます。

ビジョン

障がいのある人もない人も、地域社会でお互いに尊重しあい
自分らしく暮らせる、希望あふれるまちづくり

施策分野	施策・事業
啓発・広報	ノーマライゼーションの普及・啓発
	広報・啓発活動の充実
	ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発事業
生活支援	相談支援の充実
	障害福祉サービス事業
	障害者地域生活支援事業
	精神障がい者社会参加支援事業
	交通機関・移動支援事業
	障がい者(児)補装具・日常生活用具給付事業
生活環境	居住環境整備事業
	公共施設等のバリアフリー化
	障がい者(児)に配慮した公営住宅施策の推進
	グループホーム等の生活の場の設置促進
	外出しやすいまちづくりの取り組み
	ボランティア育成事業
	災害発生時における要配慮者の安全確保
教育・育成	未就学児への支援強化
	就学後の児童・生徒への支援強化
	特別に支援を要する児童･生徒への教育事業
	就学事務事業
雇用・就業	就労支援事業
	就労支援団体助成事業
	地域活動支援センター事業
	障がい者雇用に対する理解の促進
	優先調達の推進
保健・医療	障がいの予防事業
	医療費助成事業
	通院体制の整備
	心身の健康増進事業
情報・コミュニケーション	コミュニケーション支援事業
	情報バリアフリー化支援
	福祉情報の提供
その他	障がい者の虐待防止体制の整備
	障がい者の総合的支援施策
	障がい者団体の支援
	障がい者スポーツの振興
	障害支援区分認定審査会運営
	障がい者の差別解消、成年後見制度の利用促進

第２編　障がい者基本計画

第１章　啓発・広報

施策展開の考え方

啓発・広報活動、交流活動等を通じてノーマライゼーションの普及・啓発と障がい理解の促進に努めてきましたが、「障害者基本法」が目的に定める「共生社会」の実現のため、引き続き地域全体で支え合うことが重要になっています。

町民が地域とかかわりを持ち、障がい者を地域で支えるコミュニティの形成のため、福祉への関心と理解がより一層深まるような啓発・広報活動に努めます。

また、障害福祉サービス等に関して広く積極的に情報提供するとともに、障がいのある人もない人も互いに理解し合い、交流の機会の拡充と参加しやすい環境づくりに努めます。

施　策　の　展　開

(1) ノーマライゼーションの普及・啓発

障がいの有無にかかわらず、地域でいきいきと普通の生活を営むことができるようノーマライゼーションの普及・啓発を推進します。

(2) 広報・啓発活動の充実

ノーマライゼーションの普及・啓発や各種障がい福祉サービスの内容、障がい者福祉ミーティング等の町内行事について、町広報誌や町のホームページを活用し、情報の提供に努めます。

また、子どもたちの障がいに対する理解が深まるような福祉教育の充実に努めます。

(3) ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発事業

難病や内部障がい等、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲から援助や配慮を得られやすい環境づくりのため、「ヘルプマーク」の普及・啓発に取り組みます。

併せて、災害時やいざというときのために必要な配慮事項を記入できる「ヘルプカード」の普及・啓発にも取り組んで、町民の理解が深まり、支援の輪が広がるよう努めます。

ヘルプマーク

ヘルプカード

第２章　生活支援

施策展開の考え方

平成 25 年 4 月 1 日に「障害者総合支援法」が施行されたことにより、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための障がい者施策が進められることとなりました。

障がい者が住み慣れた地域で自分らしい生活を維持していくためには、在宅サービスをはじめとする「地域生活を支えるサービス」が必要不可欠であることは、いうまでもありません。

これまでも、こうした「地域生活を支えるサービス」の提供に努めてきましたが、障がい者を取り巻く社会的・制度的環境が変化を続ける中で、障害福祉サービスの利用ニーズの高まりと多様化に伴い、個々のケースに必要な支援の見極めやライフステージに応じた切れ目のない支援がより一層求められているところです。

今後も障がい者（児）の地域生活を支えるため、教育・福祉・医療・労働等に関わる機関が連携し、各種支援の円滑な提供に努めます。

施　策　の　展　開

(1) 相談支援の充実

障がい者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な情報の提供、権利擁護や成年後見制度利用のための助言、援助等を行うことにより、障がい者（児）及びその家族が必要とする福祉サービス等を利用することができる環境を整備し障がい者（児）の福祉向上に資することを目的とします。

◆基本相談支援……　障がいのある人や家族等からの相談に応じ、必要な情報提供やアドバイスを行います。

◆計画相談支援……　障害福祉サービスを利用するために必要な書類（サービス等利用計画など）の作成、利用調整、定期的なモニタリング等を行います。

◆地域相談支援……　施設や療養介護を行う病院に入所中または精神科病院に入院中の障がい者が地域における生活に移行するための住居の確保や相談（地域移行支援）、在宅で生活する障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因する緊急事態へ対応する相談（地域定着支援）を行います。

◆障害児相談支援…　障がい児の心身の状況、置かれている環境、障がい児や保護者の意向及びその他の事情を踏まえ、障害児通所サービスを利用するために必要な書類（障害児支援利用計画など）の作成、利用調整、定期的なモニタリング等を行います。

(2) 障害福祉サービス事業

障がい者（児）が自己の有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう各種施設・居宅サービスを提供します。

◆施設入所支援
◆生活介護・療養介護
◆自立訓練
◆訪問系サービス……　居宅介護（ホームヘルプ）・行動援護・同行援護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援
◆短期入所（ショートステイ）
◆共同生活援助（グループホーム）

(3) 障害者地域生活支援事業

障がい者（児）が自己の有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう各種サービスを提供します。

◆日中一時支援
◆生活サポート事業
◆成年後見制度利用支援
◆障がい者等虐待防止緊急一時保護事業
◆重度心身障がい者日中活動支援事業
◆重度障がい者（児）等日常生活用具給付等事業

(4) 精神障がい者社会参加支援事業

関係機関と連携し、精神障がい者の社会参加・社会復帰を支援します。

◆ピアサポーター育成支援

(5) 交通機関・移動支援事業

障がい者（児）の交通機関の利用の支援や移動手段の確保を図り、社会参加を促進します。

◆福祉ハイヤー券交付事業
◆福祉バス券交付事業
◆移動支援事業

(6) 障がい者（児）補装具・日常生活用具給付事業

障がいによって失われたり損なわれたりした身体機能を補うための用具を交付または修理することで、円滑な日常生活及び社会生活を支援します。

◆身体障がい者（児）補装具給付事業
◆重度障がい者（児）等日常生活用具給付等事業

第３章　生活環境

施策展開の考え方

障がい者（児）が地域の中で安心して暮らしていくためには、安全性や利便性、快適性が確保された環境が大切になりますが、障がい者の声を聞くと「道路や歩道が通りづらい」「除雪がきちんとされていない」等の困りごとが多く挙げられています。

すべての人が安心して安全に暮らせるまちづくりのため、公共施設や住環境等を中心とするバリアフリー化を促進するとともに、除雪等の安全対策にも努めます。

また、災害時における避難支援を要する方の避難方法について、その支援体制の確立を図ります。

施　策　の　展　開

(1) 居住環境整備事業

住宅の段差解消や手すりの取り付け等の住宅改修費を助成し、障がい者（児）が自宅で安全かつ快適に生活できるよう努めます。

◆重度障がい者（児）等日常生活用具給付等事業

(2) 公共施設等のバリアフリー化

新築や改築計画のある公共施設等は、国や道の基準等に基づき、障がい者に配慮した整備促進に努めます。

◆各種公共施設のバリアフリー化の推進

(3) 障がい者（児）に配慮した公営住宅施策の推進

障がい者（児）が地域で安心して居住するため、公営住宅の段差解消等バリアフリー化の推進に努めるとともに、入居選考に配慮します。

◆公営住宅のバリアフリー化の推進

◆入居選考における障がい者に対する配慮

(4) グループホーム等の生活の場の設置促進

障がい者の入居希望が高い、支援を受けながら生活できるグループホーム等の生活の場の確保及び施設サービスの充実に努めます。

(5) 外出しやすいまちづくりの取り組み

「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等の関係法令等に基づき、公共交通機関が障がい者（児）にとって安全で利用しやすいものとなるよう、関係機関と連携・協力道路交通環境の整備に努めるとともに、公共交通機関を利用することが困難な身体状況にある障がい者（児）の移動手段の確保について検討し、住民の福祉向上に取り組みます。

◆新ひだか町公共交通等庁内検討プロジェクト会議

(6) ボランティア育成事業

ボランティアの発掘、登録及び育成により地域住民の手による安全･安心のまちづくりを促進します。

◆ボランティアグループ活動支援

(7) 災害発生時における要配慮者の安全確保

近年は、東日本大震災、熊本地震や能登半島地震等を教訓に、日頃から自主防災組織、地域住民と協力しながら要配慮者に対する安全確保と避難支援体制を充実させることがより一層求められています。

実態把握、緊急連絡体制及び避難誘導等の防災体制の整備に努めるほか、特に避難支援を要する障がい者（児）や自力での避難が困難な支援の希望者等を「避難行動要支援者」とし、「新ひだか町避難行動要支援者避難支援プラン」により支援体制の確立を図ります。

また、災害発生時や避難場所等において、様々な障がい特性に応じた支援や配慮ができるよう、障がい理解の促進に努めます。

第４章　教育・育成

施策展開の考え方

障がいがあるかないかに関わらず、子どもの頃からともに育ち、ともに学ぶことは、心のバリアフリーを育むうえでとても大切なことです。

教育を受けることは、全ての子どもの権利であり、本人の主体性や自主性が尊重されなければなりません。

子供たちが、障がいがあるかないかに関わらず、できる限り同じ場で共に学ぶことを目指した「インクルーシブ教育」の考え方のもと、教育部局と連携を図り、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、将来の自立と社会参加を見据えた多様で柔軟な仕組みづくりを進めます。

また、発達の心配や遅れのある乳幼児・児童の相談の増加とともに、療育を必要とする児童が増えていることから、相談や支援に対応する専門職員の配置などの充実を図り、児童の発達段階や状態等に応じたきめ細かな療育を進め、早期療育体制の整備にも努めます。

施　策　の　展　開

(1) 未就学児への支援強化

保育所等での集団生活への適応のための専門的支援や、発達の遅れ等が気になる子どもへの早期療育の実施により、障がい児の成長発達を促進し、心身ともに健やかに育成します。

◆児童発達支援事業
◆保育所等訪問支援
◆障害児相談支援事業
◆日中一時支援

(2) 就学後の児童・生徒への支援強化

障がいを持つ児童・生徒に対する療育体制の整備を図り、障がい特性を踏まえた支援を地元で受けられるよう、体制の充実に努めます。

◆放課後等デイサービス
◆障害児相談支援事業
◆日中一時支援

(3) 特別に支援を要する児童・生徒への教育事業

小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、就学環境の向上、特別支援教育の普及奨励を図るほか、特別な支援を必要とする児童等の実態を把握し、教育的ニーズに対応した相談・支援体制を整備します。

◆特別支援教育就学奨励費
◆新ひだか町特別支援教育連携協議会（相談支援部会）

(4) 就学事務事業

就学前児童の就学時健康診断の結果に対して学校保健その他の観点で必要な助言を行うほか、就学時及び卒業時等における支援体制の円滑な移行を図り、児童・生徒の適正な就学指導を行います。

◆新ひだか町教育支援委員会

第５章　雇用・就業

施策展開の考え方

障がい者が地域でいきいきと働くことは、経済的自立のためだけでなく、主体的に生きがいのある生活を送るために極めて重要であるといえます。

今後、障がいのある人の自立と社会参加を促進させていく中、自分らしく生活が送れるよう、障がいの種別によってそれぞれがもてる力に応じた社会参加を実現していくことが大切です。そのため、所得を得るための働く場の確保といった就労支援だけでなく、日中活動として働く場を確保する等、障がいに応じた働く場の確保といった観点から就労支援をしていく必要があります。

施　策　の　展　開

(1) 就労支援事業

就労を希望する障がい者に対し知識及び能力の向上のために必要な訓練等を実施します。また、一般就労が困難な障がい者に対し生産活動等の機会を提供します。

◆就労移行支援
◆就労継続支援Ａ（雇用）型
◆就労継続支援Ｂ（非雇用）型

(2) 就労支援団体助成事業

障がい者の雇用・就労の促進を目的に活動する職親会に対し助成を行います。

◆日高中部障がい者職親会補助事業

(3) 地域活動支援センター事業

生産活動や社会参加機会の提供をとおして、障がい者の就労意欲の向上等を目指します。

(4) 障がい者雇用に対する理解の促進

企業・事業主に対し障がい者雇用への理解を促すために、各種啓発や PR を行うとともに、法定雇用率の達成を目指して協力を要請します。また、地域の社会資源の発掘・活用を促進し、障がい者の就労環境の向上を図るため、関係機関、団体及び事業所のネットワーク化を推進します。

(5) 優先調達の推進

町が調達する物品や役務の提供について、障がい者就労施設等から優先的に調達するよう努めます。

第６章　保健・医療

施策展開の考え方

健やかで心豊かに生活できることは、障がいのある人だけでなく、誰もが願うことであり、その実現に向けて、適切な保健・医療の充実を図っていくことが求められています。

本町では、乳幼児健診や生活習慣病予防事業等を通じて、疾病の予防や異常の発見等により早期治療・早期療育へとつながるように努めていきます。

また、障がいのある人やその家族に対し、必要な情報提供を行うとともに、医療機関での治療や訓練、また、日常生活援助や社会復帰へとつながっていくような支援の向上に努めていきます。

施　策　の　展　開

(1) 障がいの予防事業

障がいの予防と早期発見・早期治療に努めます。

◆母子保健事業（乳幼児健診など）
◆生活習慣病予防事業
◆家庭訪問・健康教育・健康相談事業

(2) 医療費助成事業

障がい者（児）が必要な医療を安定的に受けることにより、障がいの軽減や重症化の予防に努めます。

◆自立支援医療（更生医療）給付事業
◆重度心身障がい者医療費助成事業

(3) 通院体制の整備

住民が安全かつ安心して通院できる環境を整備します。

◆患者通院バス運行事業
◆移送サービス事業
◆通院介助（居宅介護）

(4) 心身の健康増進事業

障がい者等が心身の健康保持及び向上、社会参加の促進を図るため、町内の温泉施設利用券等を助成します。

◆温泉入浴料助成事業
◆ライディングヒルズ静内乗馬料金等助成事業
◆温水プール利用料助成事業

第７章　情報・コミュニケーション

施策展開の考え方

障がいのある人が地域で安心して生活するために、生活に必要な情報が入手しやすく、わかりやすい情報提供による情報のバリアフリー化に努めていきます。

また、福祉サービスの利用促進の観点から、福祉情報等の提供を行い、障がいに応じた情報提供について充実を図ります。

施　策　の　展　開

(1) コミュニケーション支援事業

手話通訳者の派遣等により聴覚障がい者等の意思の疎通を図ります。

◆手話通訳者派遣事業

◆手話相談事業

◆遠隔手話通訳サービス事業

(2) 情報バリアフリー化支援

障がい者（児）に対し、情報機器等を支給することにより、日常生活の向上を促進します。

◆重度障がい者（児）日常生活用具給付事業

(3) 福祉情報の提供

福祉情報の提供については、障害者手帳を交付する際に「障がい者福祉のしおり」を配布するとともに、町ホームページ等も活用し周知を図ることとします。

◆障がい者福祉のしおり

◆障がい者相談支援ガイドブック

第８章　その他

施策展開の考え方

障がい者の生きがいや社会参加の促進を図るため、多様なニーズに対応した総合的な支援を行っていきます。

障がい者や高齢者が住み慣れた地域でともに生活し活動していくために、すべての人がそれぞれの役割を分担し、お互いに個性を尊重し合いながら、身近な地域で支え合っていけるまちづくりに努めます。

施　策　の　展　開

(1) 障がい者の虐待防止体制の整備

障がいのある人が家庭や施設等で虐待や差別を受けることのないよう、虐待防止法等の周知に努め、町民に対する虐待防止等の啓発を行います。また、「障がい者虐待防止センター」を設置しており、地域住民や事業所、関係機関等との連携により、虐待の防止に努めるとともに、虐待が生じた場合の早期発見や被害者の保護等、障がい者の安心できる生活を守ります。

◆新ひだか町障がい者虐待防止センター

◆障がい者等虐待防止一時保護事業

(2) 障がい者の総合的支援施策

障がい者が地域において自立した生活を送るための総合的な支援体制の基本的方向性を示します。

◆障がい者基本計画及び障がい福祉計画、障がい児福祉計画

(3) 障がい者団体の支援

各障がい者団体等に対し、補助金を交付し団体等の安定的な運営に寄与します。

◆障がい者団体助成事業

(4) 障がい者スポーツの振興

障がい者の健康の保持及び向上、並びに交流を促進します。

◆身体障がい者スポーツ大会開催助成事業

(5) 障害支援区分認定審査会運営

障がい者が必要な障害福祉サービスを受けるために必要な障害支援区分を客観的かつ公平に判定するため、専門的知識を有する委員により構成する審査会を開催します。

◆障害支援区分認定審査会運営事業

(6)障がい者の差別解消、成年後見制度の利用促進

すべての障がい者が、障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

本町においては、差別解消のため広報・啓発に努めるとともに、「本町職員が障がいのある人へより良い対応を行うための手引き」を作成し公式ホームページにて公表しています。

また、障がいにより判断能力が不十分な方を保護し、支援できるよう関係機関と協力し、障がい者の財産と利益を守るよう成年後見制度の利用促進に努めます。

◆成年後見制度利用支援事業

第３編　障がい福祉計画

第１章　基本的事項

１．計画策定の背景

平成 18 年 4 月に施行された障害者自立支援法において、「障がい福祉計画」を策定することが市町村に義務付けられ、本町でも平成 19 年 2 月に「新ひだか町障がい福祉計画」を策定し、現在までに第 6 期計画までの見直しを行いながら進めてまいりました。

その間国では、平成 18 年 12 月に障害者権利条約が国連で採択されて以降、平成 23 年 8 月に障がい者の定義の見直しや障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現等を内容とした「障害者基本法」を改正し、平成 24 年 10 月には障がい者への虐待の禁止や予防を内容とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律[障害者虐待防止法]」を施行しています。

また、平成 25 年 4 月には障害者自立支援法を改正し、障害者基本法の趣旨を踏まえた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律［障害者総合支援法]」が施行され、平成 28 年 4 月には「障害者差別解消法」、同時期で改正となった「障害者の雇用の促進等に関する法律［障害者雇用促進法]」、同年 5 月には、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより財産の管理または日常生活等に支障がある方を支えるための「成年後見制度の利用の促進に関する法律」も施行されました。なお、令和 3 年に改正された「障害者差別解消法」については、事業者による障害のある方への合理的配慮の提供が義務化され、令和 6 年 4 月から施行されます。

このように障がい福祉の状況の変化に応じて法整備が行われてきており、市町村障がい福祉計画についても見直しを行いながら、現時点での障がい者を取り巻く環境の変化等を踏まえて、「第 7 期新ひだか町障がい福祉計画」を策定するものです。

２．計画の基本理念

(1) 計画の基本理念

◆障がい者等の自立と社会参加の促進を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

◆障害福祉サービスの実施主体として、必要な障害福祉サービスや相談支援等の計画的な提供に努めます。

◆地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現に努めます。

(2) 計画の定める事項

◆各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み。
◆指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策。
◆地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項。
◆その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項。

※サービス見込量に対する考え方の見直しに関する事項
○サービス見込量については、過去の実績から機械的に見込むのではなく、ニーズやその動向を踏まえて見込みます。

３．計画の期間

「障がい福祉計画」及び第４編「障がい児福祉計画」は、３年ごとに策定することとされており、本計画は令和６～８年度までの３年間を計画期間とします。

◆「障がい福祉計画（第７期計画）」
◆「障がい児福祉計画（第３期計画）」

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障がい者基本計画	～第３次計画			第４次計画					
障がい福祉計画	第６期計画			第７期計画			見直し		
障がい児福祉計画	第２期計画			第３期計画			見直し		

第２章　これまでの取り組み

１．障がいのある方や保護者、支援者等のニーズを把握

障がいのある方や介護する保護者の実態と意向を把握するために、障害福祉サービス事業所等で意見交換会を実施しました。

また、障がい者福祉ミーティングにおいてグループワークを開催し、参加者からの意見を集約しました。

内容については、次のとおりとなっています。

開催期日	事業所・施設・団体名等	参加人数
令和５年１０月２９日	障がい者福祉ミーティング（グループワーク）	65 人
令和５年１２月１２日	「静内身障協会」	8 人
令和５年１２月１５日	「ぷり～とA・B」 利用者・支援者	15 人
令和５年１２月１８日	「ecoネット」 利用者・支援者	19 人
令和５年１２月１９日	「障がい者職親会」	2 人
	「三石身障協会」	9 人
令和５年１２月２０日	「手をつなぐ育成会」 保護者	8 人
令和５年１２月２１日	「児童養育相談センター」（昼） 保護者・支援者	8 人
	「児童養育相談センター」（夜） 保護者・支援者	5 人
	「ちあふる・ZONO」 利用者・支援者	13 人
令和５年１２月２７日	「新冠ほくと園」 支援者	1 人
令和６年１月９日	「生活支援センターガーデン」 利用者・支援者	12 人
	「虹」 利用者・支援者	4 人
令和６年１月１１日	「CoKoRo357」 利用者・支援者	15 人
令和６年１月１２日	「コミュニティハウス」 利用者・支援者	8 人
令和６年１月１６日	「桜風園」 利用者・支援者	2 人
	「ペテカリ」 支援者	11 人
令和６年１月１７日	「守る会」 保護者	4 人
令和６年１月２３日	「こどもサポートほっぷ・ふれっぷ」 保護者・支援者	3 人

■障がい者福祉ミーティング……65 人参加

■意見交換会……18 回開催、対象 20 事業所等、計 147 人参加　　合計 212 人

◆主な意見については、第 1 編 第 2 章の「2. ニーズ調査結果からの課題や今後の方向性」（1）ニーズ調査結果概要（P11～16）に掲載しています。

第３章　令和８年度の成果目標

本計画では、国及び北海道の障がい福祉計画策定に係る基本指針に則し、「施設入所者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行」等について、令和８年度における成果目標を設定することが求められています。

これらを受け、新ひだか町では町の現状を踏まえ、次のとおり目標を設定します。

１．施設入所者の地域生活への移行

◆国の基本方針

○令和 8 年度末の施設入所者数を令和 4 年度末時点の施設入所者数から 5%以上減少させること、また、6%以上が地域移行することを基本としています。

◆北海道の目標

○令和８年度末の施設入所者数を令和４年度末時点の施設入所者数から 3.7%（350 人）減少させること、また、2.5%（235 人）が地域移行することを目標としています。

新ひだか町では、国や道を参考にしながら、これまでの実績や地域の実情を踏まえて成果目標を設定します。

【成果目標】

項　　目	数　　値	考　え　方
令和４年度末時点の入居者数（A）	76 人	令和４年度末時点の施設入所者。
令和８年度末の入居者数（B）	75 人	令和８年度末の利用人員見込み。
【目標値】減少見込（A－B）	1 人	差引減少見込み数。2%で設定。
【目標値】地域生活移行者数	1 人	施設入所からＧＨ等へ移行。2.5%で設定。

２．精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

◆国の基本指針

〇令和 8 年度における精神障がい者の精神病床からの退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上としています。また、精神病床における退院率を設定し、入院後 3 か月時点の退院率を 68.9%以上、入院後 6 か月時点の退院率を 84.5%以上、入院後 1 年時点の退院率を 91.0%以上としています。なお、精神病床における 65 歳以上及び 65 歳未満の 1 年以上の長期入院患者数については、国の示す推算式により設定されております。

◆北海道の目標

〇国の基本指針を踏まえ、精神科病床からの退院後 1 年以内の地域における生活日数を 330.1 日、退院率を同じ目標としています。また、長期入院患者数については 65 歳以上の患者数を 5,304 人、65 歳未満の患者数を 2,514 人としています。このほか、重層的な支援体制構築のため保健、医療、福祉関係者による協議の場を圏域及び市町村に設置することを目標に定めております。

新ひだか町では、国や道を参考に関係機関との連携を図りながら、地域の実情を踏まえて成果目標を設定します。

【成果目標】

項　　目	数　　値	考　え　方
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	検討	既存の協議会等を活用した協議の場を令和 8 年度までに協議。
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議を開催	検討	令和 8 年度までに保健、医療、福祉関係者による協議を年 1 回以上実施。 ※既存の協議会等の活用を検討。

３．地域生活支援拠点の整備

◆国の基本指針

〇令和 8 年度末までに各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む）しつつ、その機能充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年 1 回以上の運用状況を検証及び検討することを基本としています。

〇令和 8 年度末までに各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障がい者に関する支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本としています。

◆北海道の目標

〇全ての市町村に整備することを目標とし、また、年 1 回以上、支援の実績等を踏まえ、運用状況の検証・検討を行うことを目標としています。

新ひだか町では、国や道の動向を見ながら設置に向けた検討を進めます。

【成果目標】

項　　目	数　　値	考　え　方
地域生活支援拠点の整備	検討	既存の地域資源や重層的支援体制整備といった事業も含め、拠点整備について令和８年度までに協議。
コーディネーターの配置	検討	
機能検証の実施	検討	
強度行動障害への支援体制整備	検討	令和８年度までに協議。

４．福祉施設から一般就労への移行

◆国の基本指針

○福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて令和 8 年度中に一般就労に移行する者の数を、令和３年度実績の 1.28 倍以上としています。（うち、就労移行支援事業：1.31 倍以上、就労継続支援 A 型事業 1.29 倍以上、就労継続支援 B 型事業 1.28 倍以上を基本とする。）

○就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所が全体の５割以上とすることを基本としています。

○令和８年度末の就労定着支援事業の利用者数について、令和３年度末実績の 1.41 倍以上とすることを基本としています。

○就労定着事業所のうち、就労定着率が 7 割以上となる事業所の割合を全体の 2 割 5 分以上とすることを基本としています。

◆北海道の目標

○国の指針に基づき、令和８年度中に一般就労へ移行する者の数を、1,335 人（令和３年度実績 1,043 人の 1.28 倍）としています。（うち、就労移行支援事業：774 人、就労継続支援 A 型事業：238 人、就労継続支援 B 型事業：341 人を目標としています。）

○就労定着支援事業所の利用者数については、国の指針に基づき、令和 3 年実績 788 人の 1.41 倍以上を目標としています。

○就労定着率については、国の指針に基づき、就労定着率が７割以上となる事業所の割合を全体の２割５分以上とすることを目標としています。

【成果目標】

項　　目		数　　値	考　え　方
令和３年度末の 一般就労移行者数		３人	
【目標値】 令和８年度の一般就労移行者数		６人 （上記より３人増）	令和３年度実績（３人）の 1.28 倍
令和８年度における一般就労への移行者数内訳【目標値】			
内訳	就労移行支援事業	１人	令和３年度実績（０人）の 1.31 倍
	就労継続支援Ａ型	１人	令和３年度実績（０人）の 1.29 倍
	就労継続支援Ｂ型	４人	令和３年度実績（３人）の 1.28 倍
【目標値】 令和８年度における就労定着支援事業所利用者数の割合		１人	国の基本指針では 1.41 倍となっているが、実績人数が ０ 人のため、１人としている。

◎障がい児支援の提供体制の整備等

※令和８年度までの成果目標のうち「障がい児支援の提供体制の整備等」については、第４編第２章（P67～68）に掲載しています。

◎相談支援体制の充実・強化等

◆国の基本指針

○令和８年度末までに各市町村において、基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本としています。

○協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本としています。

◆北海道の目標

○基幹相談支援センターの設置・運営等について、市町村への支援を行うとともに、地域において障がい者相談支援に関する指導的役割を担う主任相談支援専門員を計画的に養成することとしています。

新ひだか町では、事業所との情報共有や業務委託により連携を図っておりますが、今後も地域の相談支援体制の充実、強化に向けた取組を継続して進めます。

◎障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

◆国の基本指針

〇令和 8 年度末までに障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを基本としています。

◆北海道の目標

〇指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその成果を関係自治体と共有する体制を継続することとしています。

新ひだか町では障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、道と連携し適正な指導監査や情報の提供、障害福祉サービスの質の向上を図るための取組について、関係機関と連携し協議、検討します。

第４章　サービス等の見込量と確保の方策

１．指定障害福祉サービス

◎訪問系サービス（居宅を訪問し介護等を行う）

(1) サービスの概要

◆居宅介護

ヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の身体介護や洗濯・掃除等の家事援助その他の生活全般に関する援助を行うサービスです。

◆重度訪問介護

ヘルパーが居宅を訪問し、重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に対して、入浴・排せつ・食事等の身体介護や洗濯・掃除等の家事援助その他の生活全般に関する援助を行うほか、外出中の介護も総合的に行うサービスです。

◆行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、行動に著しい困難がある常時介護が必要な人に対して、危険を回避するために必要な支援や外出時の支援を行うサービスです。

◆重度障害者等包括支援

常時介護の必要性が特に高い人が、居宅介護等複数のサービスを包括的に受けられるサービスです。

◆同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対して、外出時の移動の支援、移動時及び外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）、排せつ ・食事等の介護その他外出する際に必要となる支援を行うサービスです。

(2) サービスの見込量

訪問系サービスの第７期計画における見込量は、令和５年度までの実績を基礎とし、居宅介護の利用者数の増加や施設入所者の地域移行による利用量の増加など総合的に勘案し、利用量を見込みます。

訪問系サービスの見込量（１ヵ月あたり）　※令和５年度は見込値

	第６期計画利用実績			第７期計画見込量		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 同行援護	131 時間	159 時間	152 時間	160 時間	160 時間	160 時間
	25 人	24 人	24 人	30 人	30 人	30 人

(3) 見込量確保のための方策

訪問系サービスについては、障がい者の地域生活への移行や介護者の高齢化などにより利用量の増加が見込まれます。居宅介護については、町内事業所にて一定のサービス提供量は確保されておりますが、今後見込まれるサービス利用量の増加等のニーズに対し、サービスの提供量や質の向上について事業所へ要請していきます。

また、重度訪問介護等の町内に提供事業所がないサービスについては、サービス提供事業所の確保等を協議、検討します。

◎日中活動系サービス（施設等で日中の介護や訓練等を行う）

(1) サービスの概要

◆生活介護

常時介護が必要な障害支援区分 3 以上（50 歳以上の場合は、障害支援区分 2 以上）である人に対して、障がい者支援施設等で入浴・排せつ・食事等を行うとともに、創作的活動や生産的活動の機会を提供する等、身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行うサービスです。

◆自立訓練（機能訓練）

身体に障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション等、身体機能の向上のために必要な支援を一定期間（標準利用期間 18 ヵ月）行うサービスです。

◆自立訓練（生活訓練）

知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、障がい者支援施設、サービス事業所等において、食事や家事等の日常生活能力を向上するために必要な支援を一定期間（標準利用期間 24 ヵ月）行うサービスです。

◆就労移行支援

一般企業への就労を希望する障がい者を対象に生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練等の支援を一定期間（標準利用期間 24 ヵ月）行うサービスです。

◆就労選択支援

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障がい者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適正の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。

◆就労継続支援（Ａ型）

一般企業等での就労に結び付かなかった障がい者であって、雇用契約に基づく就労が可能である人を対象に、雇用契約の締結による就労の機会を提供するほか、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

◆就労継続支援（Ｂ型）

一般企業等での就労が困難である人を対象に、就労の機会を提供するほか、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

◆就労定着支援

就労定着支援は、就労移行支援等を利用した後に一般就労した人のうち、就労に伴う環境の変化により生活面での課題が生じている人を対象に、企業や関係機関の連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

◆療養介護

病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、障害支援区分が 6 に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による吸引管理を行っている人、障害支援区分 5 以上の筋ジストロフィー患者又は重度心身障がい者を対象に、機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を医療機関において行うサービスです。

◆短期入所（ショートステイ）

病気等の理由により、介護者が一時的に障がい者（児）の介護ができない時に、障がい者支援施設等で、入浴、排せつ、食事の介助等の支援を受けるサービスです。

(2) サービスの見込量

◆生活介護

令和 5 年度までの実績を基礎とし､施設における新たな利用者を勘案し､利用量を見込みます。

生活介護サービスの見込量（１ヵ月あたり）　※令和 5 年度は見込値

	第 6 期計画利用実績			第 7 期計画見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
生　活　介　護	2,091 日	2,142 日	2,201 日	2,210 日	2,210 日	2,210 日
	114 人	118 人	121 人	121 人	121 人	121 人

◆自立訓練（機能訓練）

町内に対象施設がなく、町外での利用実績である令和 5 年度までの実績を勘案し、利用量を見込みます。

自立訓練（機能訓練）サービスの見込量（１ヵ月あたり）　※令和 5 年度は見込値

	第 6 期計画利用実績			第 7 期計画見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
自　立　訓　練（機能訓練）	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

◆自立訓練（生活訓練）

町内にサービス提供事業所がないため、令和 5 年度までの他市町村での利用実績を基礎とし、新たな利用等のニーズを勘案しながら利用量を見込みます。

自立訓練（生活訓練）サービスの見込量（１ヵ月あたり）　※令和 5 年度は見込値

	第 6 期計画利用実績			第 7 期計画見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
自立訓練（生活訓練）	22 日	21 日	20 日	20 日	20 日	20 日
	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人

◆就労選択支援【新設】

令和 7 年 10 月までに開始が予定されているサービスであり、今後、サービスの浸透とともに、障がい者雇用の促進により需要の増加が見込まれます。特別支援学校の卒業生の推移なども勘案し、見込量を設定します。

就労選択支援サービスの見込量（１ヵ月あたり）

	第 6 期計画利用実績			第 7 期計画見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
就労選択支援					調整中	調整中

◆就労移行支援

令和 2 年度に町内のサービス提供事業所が廃止となったことを踏まえながら、令和 5 年度までの他市町村の利用実績を基礎とし、在宅障がい者の新たな利用を勘案し、利用量を見込みます。

就労移行支援サービスの見込量（１ヵ月あたり）　※令和 5 年度は見込値

	第 6 期計画利用実績			第 7 期計画見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
就労移行支援	21 日	0 日	20 日	20 日	20 日	20 日
	1 人	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人

◆就労継続支援（Ａ型）

令和４年度にサービス提供事業所１箇所が廃止となったことを踏まえ、令和５年度までの実績を基礎とし、事業所の定員の増減、在宅障がい者の新たな利用を勘案し、利用量を見込みます。

就労継続支援（Ａ型）サービスの見込量（１ヵ月あたり）　※令和５年度は見込値

	第６期計画利用実績			第７期計画見込量		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
就労継続支援（Ａ型）	394 日	273 日	168 日	250 日	250 日	250 日
	22 人	16 人	9 人	13 人	13 人	13 人

◆就労継続支援（Ｂ型）

令和５年度までの実績を基礎とし、事業所の定員の増減、在宅障がい者の新たな利用を勘案し、利用量を見込みます。

就労継続支援（Ｂ型）サービスの見込量（１ヵ月あたり）　※令和５年度は見込値

	第６期計画利用実績			第７期計画見込量		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
就労継続支援（Ｂ型）	3,062 日	3,007 日	2,980 日	3,080 日	3,180 日	3,280 日
	179 人	178 人	175 人	180 人	185 人	190 人

◆就労定着支援

町内にサービス提供事業所がないため、令和５年度までの他市町村での利用実績を基礎とし、新たな利用等のニーズを勘案しながら利用量を見込みます。

就労定着支援サービスの見込量（１ヵ月あたり）　※令和５年度は見込値

	第６期計画利用実績			第７期計画見込量		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
就労定着支援	１人	０人	０人	１人	１人	１人

◆療養介護

町内にサービス提供事業所がないため、令和５年度までの他市町村での利用実績を勘案し、利用量を見込みます。

療養介護サービスの見込量（１ヵ月あたり）　※令和５年度は見込値

	第６期計画利用実績			第７期計画見込量		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
療養介護	６人	６人	５人	５人	５人	５人

◆短期入所

現在、町内にサービス提供事業所がないため、令和５年度までの他市町村での利用実績を基礎とし、利用対象者のニーズを踏まえ利用量を見込みます。

短期入所サービスの見込量（１ヵ月あたり）　※令和５年度は見込値

	第６期計画利用実績			第７期計画見込量		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
短　期　入　所	40 日	14 日	16 日	30 日	30 日	30 日
	7 人	4 人	4 人	3 人	3 人	3 人

(3) 見込量確保のための方策

障がい者の地域生活の促進を図るためには、地域で生き生きと暮らすための日中活動の場が必要となります。

そのため、サービス利用希望者のニーズとサービス提供量のバランスを把握し、ニーズの多いサービスについては、事業者となり得る団体等に対し情報提供を行うとともに、支援体制を検討していきます。

特に、町内に事業所のない自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、短期入所などのサービスについては、サービス利用希望者のニーズ及び国や道の指針を踏まえながら、サービス事業所の確保等を協議、検討していきます。

また、就労系サービスにつきましては、今後、地域移行を進めていくうえで、利用者数の増加が見込まれるため、事業所の定員増や業務増を働きかけるとともに、一般就労に繋がる支援の方法を検討していきます。

◎居住系サービス

(1) サービスの概要

◆共同生活援助（グループホーム）

共同生活援助は、共同生活を行う住居で、夜間や休日、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。また、ケア付きホームは、入浴、排せつ、食事の介助のサービスを行います。

◆施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に対し、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の支援を行うサービスです。

◆自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた人が地域で一人暮らしをする場合、定期的な訪問や電話・メール等によって生活状況を確認し、必要な助言や医療機関と連絡調整を行うサービスです。

(2) サービスの見込量

◆共同生活援助（グループホーム）

福祉施設入所者の地域への移行及び在宅障がい者の新たな利用を勘案し、令和５年度の実績や地域の実情を踏まえ利用者数を見込みます。

共同生活援助サービスの見込量（１ヵ月あたり）　※令和５年度は見込値

	第６期計画利用実績			第７期計画見込量		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
共同生活援助	110 人	106 人	107 人	107 人	107 人	107 人

◆施設入所支援

令和５年度までの実績を基礎とし、福祉施設入所者の地域への移行等を勘案し、利用者数を見込みます。

施設入所サービスの見込量（１ヵ月あたり）　※令和５年度は見込値

	第６期計画利用実績			第７期計画見込量		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
施設入所支援	77 人	78 人	76 人	76 人	76 人	76 人

◆自立生活援助

令和５年度までの実績を基礎とし、福祉施設入所者の地域への移行等を勘案し、利用量を見込みます。

自立生活援助サービスの見込量（１ヵ月あたり）　※令和５年度は見込値

	第６期計画利用実績			第７期計画見込量		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
自立生活援助	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人

(3) 見込量確保のための方策

施設入所者の地域生活への移行を促進する上で、共同生活援助（グループホーム）は重要な役割を担っています。さらに、新ひだか町においては、在宅で障がい者を支援してきた介護者の高齢化等により、グループホームへのニーズが高まっており、関係機関と継続して連携しながら、新設・建替等や安定運営に向けた支援方法について検討していきます。

また、自立生活援助事業については、新ひだか町にサービス提供事業所がないため、引き続き開設に関する情報収集に努め、事業所の確保等の検討を進めます。

◎相談支援

(1) サービスの概要

◆計画相談支援

利用する障害福祉サービスの種類及び内容等について、「サービス等利用計画案」を作成し、指定事業所等との連絡調整を行うサービスです。また、一定の期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行いサービス等利用計画の見直し等の支援を行うサービスです。

(2) サービスの見込量

本計画の３年間ですべての指定障害福祉サービスの利用者が計画相談支援の対象となるよう見込んでいます。

相談支援（計画相談）サービスの見込量（１ヵ月あたり）　※令和５年度は見込値

	第６期計画利用実績			第７期計画見込量		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計　画　相　談	66 人	68 人	72 人	72 人	72 人	74 人

(3) 見込量確保のための方策

指定障害福祉サービス等の利用者のすべてが、サービス等利用計画を作成することになるため、相談支援専門員の人数が不足した場合、きめ細かな相談が困難な状況になることが考えられます。

すべてのサービス利用者にきめ細かな利用計画を作成するため、相談支援専門員の確保、相談支援事業所との連携強化等、相談支援体制の充実に努めます。

２．地域生活支援事業

(1) 基本的な考え方

地域生活支援事業は、障がい者（児）が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により事業を効率的・効果的に実施し、障がい者（児）の福祉の増進を図るとともに、障がいのあるなしにかかわらず住民が互いに人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

国が定める「地域生活支援事業実施要綱」には、都道府県や市町村が実施することのできる具体的な内容が記されていますが、これに限らず町の判断により自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することができるものとされていることから、町内外を問わず社会資源を有効に活用することで、事業の効率的・効果的な実施を図ります。

(2) 実施する事業の内容

必須事業

◆相談支援事業（障がい者）

障がい者又は障がい者の介護を行う方等の一般的な相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行うものです。

◆成年後見制度利用支援事業

障がい者の権利擁護や障害福祉サービスの利用等の観点から、知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援するものです。

◆コミュニケーション支援事業（手話通訳者等派遣事業・遠隔手話通訳サービス事業）

手話通訳者または要約筆記者を派遣したり、専用端末による遠隔手話通話により、聴覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化を図るものです。

◆日常生活用具費支給事業

重度障がい者等に対して、日常生活用具費を給付することで、日常生活の利便の向上を図るものです。

◆移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図るものです。

◆地域活動支援センター事業

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行い、障がい者の日中活動の場となる地域活動支援センターの運営を支援するものです。

任意事業

◆日中一時支援事業

障がい者（児）の日中における活動の場を確保し、障がい者（児）を預かることで、家族の就労支援及び一時的な休息を図るものです。

◆生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の方であり、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある人に対して、日常生活や家事の支援を行うものです。

◆障がい者等虐待防止緊急一時保護事業

養育者等から虐待を受けた障がい者が、生命または身体にかかわる危険性が高いと認められる状況にある場合に、緊急的に一時保護して安全を確保します。

(3) 必須事業の実施状況及び見込量等

◆相談支援事業（障がい者）

各年度の事業実施状況と実施予定

	第６期計画利用実績			第７期計画見込量		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
相談支援事業（障がい者）	実施	実施	実施	実施	実施	実施

◆成年後見制度利用支援事業

各年度の事業実施状況と実施予定　　※令和５年度は見込値

	第６期計画利用実績			第７期計画見込量		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
成年後見制度利用支援事業	０件	１件	０件	１件	１件	１件

◆コミュニケーション支援事業（手話通訳者等派遣事業・遠隔手話通訳サービス事業）

各年度の事業実施状況と実施予定

	第６期計画利用実績			第７期計画見込量		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
手話通訳者等派遣事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

◆日常生活用具費支給事業

各年度の給付状況と給付見込量（年間）　※令和５年度は見込値

	第６期計画利用実績			第７期計画見込量		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
介護・訓練支援用具	1 件	5 件	4 件	1 件	1 件	1 件
自立生活支援用具	7 件	9 件	6 件	7 件	7 件	7 件
在宅療養等支援用具	3 件	5 件	1 件	5 件	5 件	5 件
情報・意思疎通支援用具	3 件	2 件	1 件	3 件	3 件	3 件
排せつ管理用具	722 件	676 件	658 件	710 件	710 件	710 件
居宅生活動作補助用具	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件

◆移動支援事業

各年度の給付状況と給付見込量（年間）　※令和５年度は見込値

	第６期計画利用実績			第７期計画見込量		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
年間実利用者数	9 人	8 人	10 人	10 人	10 人	10 人
年間延べ利用時間	271 時間	212 時間	177 時間	200 時間	200 時間	200 時間

◆地域活動支援センター事業

各年度の事業所数

	第６期計画利用実績			第７期計画見込量		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
事業所数	１ヵ所	１ヵ所	１ヵ所	１ヵ所	１ヵ所	１ヵ所

(4) 必須事業の見込量の確保のための方策

障がい者やその家族、関係機関等に対して、サービス内容とサービス提供事業者に関する情報を提供し、事業の円滑な実施を図るとともに、障がい者が利用しやすいサービスとなるように利用者の声を聞きながら事業の推進に努めます。

第４編　障がい児福祉計画

第１章　基本的事項

１．計画策定の背景

障がい児福祉の推進については、障害者基本法の基本理念に基づき、第4期障がい福祉計画の中で展開してまいりました。その後、平成30年4月に施行された「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、市町村において、障がい児の支援の提供体制を計画的に確保するため、「障がい児福祉計画」の策定が義務付けられました。

これまで、第1期、第2期と計画が策定され、障がいのある子どもや発達に心配のある子どもが身近な地域で安心して生活できるようにするために、年齢や特性に応じて、質・量ともに適切なサービスをもれなく提供することを目指して「第3期障がい児福祉計画」を策定するものです。

２．計画の基本理念

(1) 計画の基本理念

◆障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成のための発達支援を推進していきます。
◆障がい児における必要な障がい児通所支援や相談支援等の計画的な提供に努めます。
◆障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築に努めます。

(2) 計画の定める事項

◆各年度における指定児童相談支援及び指定障害児通所支援の種類ごとの必要な量の見込み。
◆指定児童相談支援及び指定障害児通所支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策。
◆障がい児支援の提供体制の確保に関し必要な事項。（令和８年度数値目標）

※サービス見込量に対する考え方の見直しに関する事項
○サービス見込量については、過去の実績から機械的に見込むのではなく、ニーズやその動向を踏まえて見込みます。

３．計画の期間

「障がい福祉計画」及び第４編「障がい児福祉計画」は、３年ごとに策定することとされており、本計画は令和６～８年度までの３年間を計画期間とします。

◆「障がい福祉計画（第７期計画）」

◆「障がい児福祉計画（第３期計画）」

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障がい者基本計画	～第３次計画			第４次計画					
障がい福祉計画	第６期計画			第７期計画			見直し		
障がい児福祉計画	第２期計画			第３期計画			見直し		

４．これまでの取り組み

障がいのあるお子さんや保護者の実態と意向を把握するために、障害児通所支援を利用している保護者や通所施設等の支援者と意見交換会を実施いたしました。

内容については、第３編第２章の「1. 障がいのある方や保護者、支援者等のニーズを把握（P45）」をご覧ください。また、主な意見については、第１編 第２章の「2. ニーズ調査結果からの課題や今後の方向性」（1）ニーズ調査結果概要（P11～16）に掲載しています。

第２章　令和８年度の成果目標

本計画では、国及び道の障がい福祉計画策定に係る基本指針に即し、「障害児支援の提供体制の整備等」について、令和８年度における数値目標を設定することが求められていますので、本町の現状を踏まえ、次のとおり目標を設定します。

１．障がい児支援の提供体制の整備等

◆国の基本指針

○令和 8 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも 1 ヵ所以上設置することを基本としています。

○令和 8 年度末までに、すべての市町村において保育所等訪問支援等を利用できる体制を構築することを基本としています。

○令和 8 年度末までに、各都道府県において児童発達支援センター、特別支援学校等（聴覚障害）の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本としています。

○令和 8 年度末までに、主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも 1 ヵ所以上確保することを基本としています。

○医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和８年度末までに、各都道府県において医療的ケア児センターを設置し、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

◆北海道の目標

○児童発達支援センターの設置数、保育所等訪問支援事業所数、主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援事業及び放課後等デイサービスについては、設置する区域を 21 の障がい保健福祉圏域とし 1 ヵ所以上設置することを基本にしています。

○難聴のある乳幼児及びその家族の支援のため、市町村、医療機関、道立聾学校等が連携し、専門的な支援による乳幼児期の発達の促進を図るなど、中核的機能を有する体制を整備することを基本にしています。

○医療的ケア児等支援のために関係機関の協議の場については、21 の障がい保健福祉圏域及び医療的ケア児が在住する市町村において設置することを基本としています。

新ひだか町では保育所等訪問事業体制を整備しており、児童発達支援センターの設置や重症心身障がい児に対する支援体制及び医療的ケア児支援のための協議の場の設置について、関係機関と連携を取りながら実情を踏まえ、協議していきます。

【成果目標】

項　　目	数　　値	考　え　方
【目標値】 児童発達支援センターの設置数	1 ヵ所	令和 8 年度末までに 1 ヵ所以上設置。
【目標値】 保育所等訪問支援事業を 利用できる体制を構築	2 ヵ所	設置済み。
【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所の確保	検討	既存の事業所と確保に向けた協議令和 8 年度までに実施。
【目標値】 主に重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所の確保	検討	既存の事業所と確保に向けた協議令和 8 年度までに実施。
【目標値】 医療的ケア児等支援のための 関係機関の協議の場の設置	検討	既存の協議会等を活用した協議の場を令和 8 年度末までに協議。

第３章　サービス等の見込量と確保の方策

１．指定児童相談支援・指定障害児通所支援

(1) サービスの概要

◆指定児童相談支援事業

障がい児又は障がい児の保護者等の一般的な相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行うものです。

◆指定障害児通所支援

発達に遅れや心配のある児童に対し通園によって健全な育成を促すために、日常生活における基本的な動作の指導や、集団生活の適応訓練等の療育を行うサービスです。

(2) サービスの見込量

◆指定児童相談支援事業

令和５度までの実績を基礎とし、新たな利用を勘案し、利用量を見込みます。

障害児相談支援（計画相談）サービスの見込量（１ヵ月あたり）　※令和５年度は見込値

	第２期計画利用実績			第３期計画見込量		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
障がい児相談支援事業	20 人	21 人	28 人	29 人	31 人	33 人

◆指定障害児通所支援

令和５度までの実績を基礎とし、新たな利用を勘案し、利用量を見込みます。

通所支援サービスの見込量（１か月あたり）　　※令和５年度は見込値

	第２期計画利用実績			第３期計画見込量		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
児童発達支援	87 日	59 日	61 日	63 日	63 日	63 日
	34 人	29 人	31 人	32 人	32 人	32 人
居宅訪問型児童発達支援	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
放課後等デイサービス	450 日	378 日	432 日	446 日	461 日	478 日
	117 人	108 人	117 人	121 人	126 人	131 人
保育所等訪問支援	1 日	0 日	10 日	12 日	12 日	12 日
	1 人	0 人	5 人	5 人	5 人	5 人

(3) 見込量確保のための方策

障がい児相談支援については、指定障害児相談支援事業所の充実・強化及び相談支援専門員の育成・確保を図りながら、安定したサービス提供に向け必要量の確保に取り組みます。

また、放課後等デイサービス等の通所支援の利用児童が増加傾向にあることから、事業所に働きかけ支援専門員等の確保に努めます。

さらに、地域によっては事業所へ通うことが負担となり、通所支援サービスの利用ができない状況もみられることから、令和４年度より実施している三石地区障がい児等支援事業を踏まえ、サービス利用に向けた支援体制について引き続き協議検討します。

第４章　計画の推進に向けて

１．計画の推進体制

「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の内容を具現化するためには、その達成度を評価し、必要に応じて見直すことが求められており、そのための進行管理等を含む評価体制として、障がい当事者、障がい者団体の代表、関係行政機関の職員等で構成する「新ひだか町障がい者自立支援協議会」の意見を求めながら、本計画の実施状況等の点検や計画自体の問題点の把握等を行っていきます。

また、計画を推進していくために保健福祉部健康推進課をはじめとして、関係部署における推進体制の整備を進めます。

資　料　編

新ひだか町障がい者自立支援協議会設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、新ひだか町附属機関設置条例（令和元年条例第５号）第５条の規定に基づき、新ひだか町障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 障がい者福祉施策に係る計画策定に関する協議

(2) 障害福祉サービス提供体制に関する協議、調整

(3) 相談支援事業者の運営評価等

(4) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整

(5) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議

(6) 地域の社会資源の開発、改善

(7) 市町村相談支援機能強化事業等の活用に関する協議

(8) その他地域の障がい者福祉施策を推進するために必要な事項

（組織）

第３条　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 障がい者福祉に係る関係者

(2) 障がい者福祉に関係する団体又は行政機関に所属する者

(3) 障がい者福祉に関心のある町民

（委嘱期間）

第４条　委嘱期間は、３年とする。ただし、補欠委員の委嘱期間は、前委員の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に、会長及び副会長各１名を置く。

２　会長及び副会長は委員が互選する。

３　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議は、会長が招集する。

２　協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

４　協議会の円滑な運営を図るため、必要に応じ、困難事例等の個別事案について協議する個別検討会議を設けることができる。

（庶務）

第７条　協議会の庶務は、健康推進課において処理する。

（守秘義務）

第８条　会議において知り得た個人情報に関しては、正当な理由なく、これを他に漏らしてはならない。

（雑則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、町長が協議会に諮り、別に定める。

附　則（令和２年３月３０日要綱第１８号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

新ひだか町障がい者自立支援協議会委員

氏　　名	所　属　（役　職）	備　考
廣　田　美喜子	新ひだか町静内身体障がい者福祉協会（副会長）	会長
村　上　満　徳	新ひだか町三石身体障害者福祉協会（会長）	
扇　　尋　子	新ひだか町手をつなぐ育成会（会長）	
下　川　惠　子	新ひだか町民生委員児童委員協議会（委員）	
木　村　　孝	日高中部障がい者職親会（会員）	
柳　谷　由　香	医療法人社団 静和会石井病院（精神保健福祉主任）	
齊　藤　琴　音	新ひだか町社会福祉協議会（地域生活課主幹）	
佐　藤　知　哉	社会福祉法人　静内ペテカリ（係長）	
目　黒　樹　弥	社会福祉法人　静内ペテカリ（係長）	
原　田　千恵利	日高振興局保健環境部静内地域保健室（健康推進課長）	
佐　野　　修	北海道平取養護学校静内ペテカリの園分校（教諭）	
髙　島　啓　輔	浦河公共職業安定所静内分室（分室主任）	
布　施　は　な	相談支援センターこみっと（理事・管理者）	副会長
欅　田　真　美	新ひだか町保健福祉部福祉課 町立静内保育所（所長）	
寺　田　　巧	新ひだか町教育委員会教育部管理課（課長補佐）	
米　田　陽　日	新ひだか町保健福祉部健康推進課（主任保健師）	
石　黒　建　一	地域づくりコーディネーター（相談支援センターこみっと）	ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ

〔事務局〕

所　　属	備　　考
新ひだか町保健福祉部健康推進課（障がい者福祉係） 新ひだか町地域振興部地域振興課住民窓口係（保健福祉担当）	事務局長（健康推進課長） 及川　啓明

新ひだか町

第４次障がい者基本計画
第７期障がい福祉計画
第３期障がい児福祉計画

令和６年３月

発　行　　新ひだか町
編　集　　新ひだか町保健福祉部健康推進課（保健福祉センター）
地域振興部地域振興課（三石庁舎）

〒056-0004　北海道日高郡新ひだか町静内緑町４丁目５番１号（保健福祉センター）
TEL　０１４６－４９－０２８７　／　FAX　０１４６－４３－２３５０

〒059-3195　北海道日高郡新ひだか町三石本町２１２番地（三石庁舎）
TEL　０１４６－３３－２１１２　／　FAX　０１４６－３２－３４５５

ｈｔｔｐｓ：／／ｗｗｗ.ｓｈｉｎｈｉｄａｋａ－ｈｏｋｋａｉｄｏ.ｊｐ